

中核機関の現状と課題

吉野先生：本日はお忙しい中、岡山行政法実務研究会・岡山権利擁護研究会の合同の研究会にお越しいただき本当にありがとうございます。私は岡山大学法科大学院の弁護士研修センター長をやっております、吉野と申します。一言ご挨拶させていただきます。よろしく申し上げます。本日開催する講演のテーマは「中核機関の現状と課題」ということになっています。この研究会開催しようと思ったきっかけは、案内文にあります通り、成年後見制度について令和6年2月に法制審議会で諮問が行われて、早ければ令和7年改正を目指した議論が行われているということでございます。それに伴って中核機関の役割、責任も大きな変化を余儀なくされることだろうと推測されております。そこで、中核機関について現状ではどのような機能を果たしているのか、また今後その運営はどのようにあるべきかについて、この問題について先進的あるいは特徴的に取り組んでおられる中核機関や行政から現状と課題についてお話をいただきたいと考えております。ここからはこの分野の第一人者であります西田先生にバトンタッチして進めていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

西田先生：ただいまご紹介いただきました、岡山大学の西田でございます。権利擁護研究会の幹事を務めております。本日の進行は私の方でさせていただきたいと思っております。早速ではございますが、最初に第一報告といたしまして、岡山市の成年後見センターの西山様と長塩様からご報告をいただきたいと思っております。基本的に各報告25分ということで、質疑応答は後程まとめてということになりますので、それぞれ質問を書き留めておいていただけたらと思っております。順番は岡山市さん、総社市さん、知多地域権利擁護支援センターさん、そして休憩を挟みまして鳥根県の大田市、大田市さんと大田市の社協の成年後見支援センターさんはひとくくりでさせていただきますので、ちょっとお時間長くとってございます。事前のご案内では、大田市さんで25分、成年後見支援センターさんで25分というような形をとっていましたが、合わせてご報告いただくという形になりますので、少し長めとなります。それではまず最初の第一報告、岡山市成年後見センターの西山様、長塩様よろしくお願いいたします。

■**岡山市成年後見センター：**岡山市社会福祉協議会、権利擁護課の岡山市成年後見センターの西山と申します。よろしくお願いいたします。私は同じく岡山市成年後見センターの長塩と申します。よろしくお願いいたします。早速ですが、私たちから岡山市成年後見センターの事業内容や、現在抱えている課題と現状についてお話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、岡山市の概要についてです。岡山市の人口は令和6年12月時点で、712,571人となっております。令和6年4月時点で高齢化率は、27.1%、要支援・要介護認定者数は42,215人、療育手帳所持者は6,807人、精神障害者保健福祉手帳所持者は7,930人、岡山市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用者数は237人です。そして、岡山市で地域包括支援センターは16か所ありますが、中核機関、岡山市成年後見センターは1か所で業務を行っております。

皆様ご存じのように、成年後見制度は平成12年4月に介護保険制度と同時に施行しましたが、介護保険の利用者に比べて、成年後見制度の利用者数が非常に少なく、十分に利用が進んでいないという現状がございました。そこで、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が策定されました。さらに、この法律に基づいて円滑に利用促進に関する施策を推進できるように、「成年後見制度利用促進基本計画」ができました。基本計画の第一期では、市町村ごとに権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備であったり、運営の中核を担う機関、中核機関を設置することが努力義務として明記されました。

岡山市では、岡山市社会福祉協議会が委託を受けて令和2年4月から中核機関を運営しております。職員は4名で、センター長1名、相談員3名で業務を担当しております。岡山市成年後見センターの運営委員は、〔資料4〕に記載させていただいております、専門士業や行政の方12名をお願いしております。毎月の会議にご出席いただいております。また、専門相談員として弁護士・司法書士・社会福祉士の3名の専門職の方をお願いしております。岡山市成年後見センターの事業内容は、〔資料5〕に記載の7点となっておりますが、次のページから一つずつ説明させていただけたらと思います。

事業内容1つ目は、成年後見制度の普及・啓発ということで、パンフレットやポスターを関係機関に配付したり、研修会や会議等の場に職員が講師としてお伺いしたりしています。昨年度の実績としては、生活介護事業所の利用者家族向けの勉強会や、とある学区の連合町内会や自治会の班長会議での制度説明や、成年後見センターの事業説明を行いました。広報活動を行ったことで、そういった話を聞いた町内会長の方から、困りごとを抱えた町内の方の制度利用についてご相談をいただき、制度利用に繋がったこともございました。

続きまして、事業内容2つ目が、成年後見制度にかかる相談対応です。相談方法はセンター職員が電話、来所、訪問などによって個別対応を行う一般相談と、専門職の先生に無料でご相談いただける専門相談会の2つがございます。相談内容によって、どの方法で進めるのが良いか検討して、適切な窓口をご案内しております。電話で成年後見制度に関するご質問をお受けして、それに回答して解決するというパターンもあれば、制度利用に向けて継続的に関わっていくパターンなど、案件によって関わり方は様々です。相談者の方の立場も様々なのですが、岡山市の場合、相談者の属性として最も多いのが家族に高齢者や障害者の方がいらっしゃるというご親族の方で、全体の約4割を占めています。その次に多いのが、ケアマネジャーなどの介護事業所の方、福祉事務所や医療機関、これから制度を使いたいという高齢者や障害者の方ご本人など、いろいろな立場の方からご相談を日々お受けしております。

続きまして事業内容3つ目は、成年後見制度の利用を含めた支援方針の検討ということで、岡山市成年後見センターでは毎月第三木曜日に権利擁護支援検討会議を開催しております。判断能力が低下している方の生活や権利を守るために、制度利用を含めた支援方針が適切であるかを確認すること、権利擁護支援チームの役割調整を行うことを目的として、会議に挙げる案件の支援者の方にご出席いただき、運営委員からの質疑応答や助言を受けるものとなっております。市長申立て案件で、〔資料8〕※印の①～⑤に記載している条件に当てはまるケースについては、支援検討会議での協議が必要と定めております。

また、権利擁護支援検討会議と同日に、事業内容4つ目の受任者調整会議も行っています。こちらは、後見等申立てにおける、後見人等候補者の推薦ということで、本人の状況に合わせて後見人候補者の職種や受任形態の調整を行い、家庭裁判所に推薦するための会議となっております。岡山市成年後見センターからの依頼先としては、運営委員の方が所属する専門職団体や、その他の法人後見実施団体など、〔資料9〕左下枠内に記載の9団体がございます。令和5年度の実績としては、1年間で10回会議を開催しまして、権利擁護支援検討会議に18件、受任者調整会議に68件の案件が挙がりました。

続きまして、事業内容5つ目の市民後見人の育成・活動支援ですが、岡山県の市民後見人養成講座を修了した岡山市民の方を対象とした市民後見人養成研修やバンク登録審査会の実施、市民後見人候補者としてバンク登録している方の活動先の調整を行っております。また、毎年、市民後見人交流会やフォローアップ研修も開催しております。岡山市では、令和6年度の市民後見人等候補者バンク登録者は15名となっております。そのうち実際に市民後見人として家庭裁判所から選任を受けているのは3名で、いずれも岡山市社協の法人後見との複数後見や、弁護士・司法書士との複数後見となっております。

事業内容の最後といたしましては、関係機関・関係団体等とのネットワーク会議の開催、市民の権利擁護の推進に関する事項の検討・研究がございます。ネットワーク調整では、権利擁護支援チームの形成・自立支援ということで、成年後見制度を利用するにあたって、支援チームのより強固な結束が必要な案件について成年後見センターが関与して、ネットワークの維持・強化ができるように働きかけるものです。岡山市成年後見センターでは、ネットワーク調整を行うべきかの判断基準として、6段階の類型を設けて整理しております。受任者調整の前段階でネットワーク調整会議を行う場合や、後見人就任後に発生した課題解決のためにセンターが関わる場合など、案件ごとに随時対応しております。もう1点、協議会につきましては、各地域の関係機関・団体が連携体制を強化していくための会議で、中核機関がその事務局を担っています。岡山市では昨年10月に地域連携協議会という名称で第1回の協議会を開催しました。

〔資料12〕では参考までに令和5年度の岡山市成年後見センターの相談実績を掲載しています。専門相談会にお繋ぎした件数は54件、昨年度の新規相談件数としては544件でした。以上が岡山市成年後見センターの事業内容となります。

続きまして、岡山市成年後見センターにおける現状と課題について5点お話をさせていただきたいと思えます。

まず、課題の1つ目としましては、権利擁護支援チームの形成支援の在り方についてです。現状として、岡山市成年後見センターでは受任者調整で中核機関が関与したケースについては、権利擁護支援チーム形成支援・自立支援を行う枠組みの中で、先ほど申しましたように6つの類型を設けて行っているような状況です。ただ、権利擁護支援チームの中で、後見人の位置づけはケース毎に異なっているため、チームのコーディネートを誰がどのように行っていくのか、あるいは後見人の負担が重くなっているケースがないかという懸念がございます。また、最近あったケースなんですけれども、チームの中で支援者同士の揉め事のようなことが起きたことがございまして、そういう時に緩衝材じゃないですけれども、成年後見センターが間にいらしていただき、少し緩和したとい

うことがございました。

続きまして課題の2つ目としては、申立て費用や後見人等への報酬の工面が困難なケースがあることです。現状として、本人申立てで弁護士に申立てを委任する場合、法テラスで償還免除の対象にならない方については、申立て費用の助成がなく、本人負担となります。一方、市長申立ての案件の場合は、申立て費用は公費負担となっておりますので、その狭間で機会均等を欠く状況にあります。また、成年後見制度利用支援事業、後見人等への報酬助成なんですけれども、これも年収とか預貯金の条件がございますので、僅かにその条件を超えていて、助成を受けられないことがあります。先日、専門職の後見人から聞いた声で、それまでは報酬助成の対象になっていた方が、年金額の改定により、その結果年収150万円以下という条件、報酬助成を受けられる条件を超えてしまったために、本人の資産から報酬を受け取ることが困難となったというケースがございました。

続きまして、3つ目の課題といたしましては、受任者調整段階で、後見人就任前の財産の管理者が不確定であることで、経済虐待になりかねない財産管理をめぐる課題対応への介入が困難であるということが挙げられます。岡山市成年後見センターで最近頻発しているのは、後見人が決まる前の段階の本人の財産管理を、支援者であるケアマネジャーなどの事業所では対応できないということで、支援者側がご本人の知人に委ねているというような状況が見受けられています。そのような知人等が一時的に財産管理を行う間の収支というのはどうしても不明瞭になってしまい、経済虐待になりかねない状況が生じる場合があると感じています。そのような場合の参考になる例ということで、愛知県の豊田市がされている「豊田市地域生活意思決定支援事業」が、これまで家族や成年後見制度に求められてきた金銭管理であったり、意思決定支援、活動支援等の適切な支援の確認や監督を、活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を生かして、各活動・支援を分担し連携する仕組みとすることを、試行的運用スキームとして作られているということで聞いております。このような豊田市における取り組み「とよた意思決定フォロワー」ということで意思決定支持者の定期的な訪問や、生活基盤サービス事業者による日常的な金銭管理、利用料等支払いの支援を行っている事業が、今後の参考になるのではないかと感じております。また、審判前の保全処分が、なかなか活用されていないということも課題につながっていると感じております。

続きまして4つ目の課題といたしましては、市民後見人等候補者バンク登録者の活躍の場が限られていることです。岡山家庭裁判所では、市民後見人と専門職の複数選任を望まれている現状がございました。そういった中で、中核機関と専門職団体・法人後見の受任団体との連携先というのは限られており、今後より連携体制を強化し、市民後見人の活躍の場を増やしていく必要があるのではないかと感じています。加えて、実際に市民後見人として選任されている方からは、後見人の責任が重く、プレッシャーになっていますという、不安を抱く声も聞いております。そのため、中核機関としても、市民後見人の方が安心して活動ができるように、市民後見人交流会の充実であったり、市民後見人の受任者同士が日頃から相談しあったり、支えあえるような体制を構築していく必要があるのではないかと考えております。

最後に、5つ目の課題ですが、任意後見制度の対象となるも、費用面で断念せざるを得ない方へのサポートが現状では不十分であることです。他市でされている高齢者あんしんサポート事業のような社会資源が、岡山市では現状ございません。そのため、任意後見契約締結能力のある障害者、

高齢者、低所得の方の相談に対する十分なフォローができていないという現状がございます。

これら5つの、今までお伝えした課題につきましては、岡山市成年後見センターが今までの実務の中から見出した切実な課題であり、解決が非常に難しい課題でもあると考えておりますので、解決に向けて皆様方のお知恵を拝借できれば大変ありがたいと思っております。

以上が、岡山市成年後見センターからの報告となります。ご清聴ありがとうございました。

〔資料1〕

令和7年2月15日（土）
岡山行政法実務研究会・岡山権利擁護研究会 合同研究会

**岡山市成年後見センターの事業内容・
現状と課題について**

社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会
権利擁護課 岡山市成年後見センター
西山 三佳・長塩 彩香

〔資料2〕

岡山市の概要

(1) 人口	712,571人(令和6年12月)
(2) 高齢者人口	188,807人(令和6年2月)
(3) 高齢化率	27.1%(令和6年4月)
(4) 高齢者単身世帯	35,368人(令和2年)
(5) 要支援・要介護認定者数	42,215人(令和5年9月)
(6) 療育手帳所持者数	6,807人(令和5年3月)
(7) 精神障害者保健福祉手帳所持者数	7,930人(令和5年3月)
(8) 日常生活自立支援事業利用者数	237人(令和6年12月)
(9) 地域包括支援センター	16か所
(10) 中核機関(成年後見センター)	1か所

2

〔資料3〕

中核機関設置の背景

成年後見制度は平成12年4月、介護保険制度と同時に施行。認知症高齢者や障害者を支える手段として開始したものの、十分に利用が進んでいないことから…

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）が策定

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）

- ・第一期（平成29年度～令和3年度）
- ・第二期（令和4年度～令和8年度）

【参考】

介護保険の要介護認定者数	約693万人（令和5年1月）
成年後見制度の利用者数	約24万9000人（令和5年12月末）

市町村に『中核機関』の設置が明記

3

〔資料4〕

岡山市の中核機関について

- ・ 名 称 岡山市成年後見センター
- ・ 設置主体 社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会（岡山市より委託）
- ・ 設置 令和2年4月より運営開始
- ・ 職員 センター長1名、相談員3名
- ・ 運営委員 12名（専門職6名、学識経験者1名、行政機関5名）

弁護士・司法書士・社会福祉士・税理士
行政書士・社会保険労務士

高齢者福祉課・地域包括ケア推進課
障害福祉課・保健管理課・福祉保健課

- ・ 専門相談員 弁護士・司法書士・社会福祉士 各1名

※毎月第二・四火曜日午後、市民向けに専門相談会開催

4

〔資料5〕

岡山市成年後見センターの事業内容

- ① 成年後見制度の普及・啓発
- ② 成年後見制度にかかる相談対応
 - ・ センター職員による一般相談
 - ・ 専門相談会の開催
- ③ 成年後見制度の利用を含めた支援方針の検討
- ④ 後見等申立てにおける後見人等候補者の推薦
- ⑤ 市民後見人の育成・活動支援
- ⑥ 関係機関・関係団体等とのネットワーク会議の開催
- ⑦ その他、市民の権利擁護の推進に関する事項の検討・研究

5

〔資料6〕

事業内容① 成年後見制度の普及・啓発

- ・ パンフレット・ポスターを関係機関に配付。
- ・ 外部の研修会や会議等の場に、職員が講師として同席。

【令和5年度の実績】生活介護事業所利用者家族向け勉強会

〇〇学区連合町内会、〇〇自治会班長会議 等




6

[資料7]

事業内容② 成年後見制度にかかる相談対応

- 【一般相談】
 - ・センター職員が、電話、来所、訪問等によって、成年後見制度に関する個別相談に対応。
 - ・後見のニーズに基づいて、行政の市長申立て担当課や日本司法支援センター（法テラス）、専門職団体といった適切な窓口へ繋ぐ。
- 【専門相談会】
 - ・第2・第4火曜日の午後、専門相談員（弁護士・司法書士・社会福祉士）が週替わりで担当）による相談会を開催。専門性の高い案件に対応いただく。
 - ・1日に40分×3枠で、事前予約制。相談無料。

7

[資料9]

事業内容④ 後見等申立てにおける後見人等候補者の推薦

- ・月に1回（第三木曜日）、受任者調整会議を開催。
- 【内容・目的】

本人の状況、状態に合わせた成年後見人等候補者の選定および受任（職種や受任形態）の調整を行い、家庭裁判所に推薦する。また、権利擁護支援チームの役割調整などのつなぎを行う。

受任候補者団体（令和6年度）

- ・岡山弁護士会
- ・（公社）成年後見センター・リーガルサポート
- ・岡山県支部
- ・岡山県社会福祉士会 権利擁護センター
- ・（公社）あお岡山
- ・（NPO）おやかやま成年後見サポートセンター
- ・中国料理士会岡山県支部連合会
- ・（一社）社労士成年後見センター岡山
- ・（NPO）岡山高齢者障害者支援ネットワーク
- ・（弁）岡山ハブリック法律事務所
- ・（一社）おやかやま地域後見支援ネット

権利擁護支援検討会議	受任者調整会議
18名/10回	68名/10回
PS検討件数	

9

[資料7]

事業内容③ 成年後見制度の利用を含めた支援方針の検討

- ・月に1回（第三木曜日）、権利擁護支援検討会議を開催。
- 【内容・目的】

判断能力が低下している方の生活や権利を守るために、制度利用を含めた支援方針が適切であるかを確認。また、権利擁護支援チームの役割調整を行う。各案件の支援者に出席いただき、運営委員からの質疑応答や助言を受ける。

※市長申立てにおいて、権利擁護支援検討会議で協議を必要とする案件

- ① 明らかに診断書の内容と本人の状態像に相違がある場合
- ② 本人の意向と成年後見制度利用の方向性に相違がある場合
- ③ 若年層（40歳未満）の場合
- ④ 日常生活自立支援事業からの移行ケースの場合
- ⑤ その他、協議が必要と考えられる場合

8

[資料8]

事業内容⑤ 市民後見人の育成・活動支援

- ・市民後見人の育成（市民後見人養成研修の開催、バンク登録審査の実施等）
- ・市民後見人の活動支援（活躍の場の提供、交流会の開催等）

市民後見人とは？

専門職の資格を持たない親族以外の一般市民の方で、県や市町村が開催する研修を受講し、審査に合格した方。家庭裁判所から成年後見人等として選任されると、「市民後見人」となる。

市民後見人は、市民感覚を生かして身近な立場で本人に寄り添い、きめ細やかな後見活動ができ、地域における支え合い活動に主体的に参画する人材として期待される。

令和6年度岡山市民後見人等候補者バンク登録者は15名。そのうち、市民後見人として活動しているのは3名。いずれも護職連任。

- 岡山市社協の法人後見と市民後見人 2件
- 弁護士と市民後見人 1件
- 司法書士と市民後見人 1件

10

〔資料11〕

事業内容⑥ 関係機関・関係団体等とのネットワーク会議の開催
事業内容⑦ その他、市民の権利擁護の推進に関する事項の検討・研究

・ **ネットワーク調整**（権利擁護支援チームの形成・自立支援）
成年後見制度を利用する前後において、権利擁護支援チームの状況・課題に応じて一時的支援や対応の調整、役割分担を行うことにより、本人への支援を適切に行うことができるようにチームの調整、役割分担を進める。また、そのネットワークの維持、強化のために必要な働きかけを実施する。

・ **協議会**
協議会とは、各地域において、地域・福祉・行政・法律専門職等の関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進めるしくみ。中核機関がその事務局を担う。
岡山市成年後見センターでは、「地域連携協議会」という名称で令和6年10月に第1回の協議会を開催。

11

〔資料13〕

岡山市成年後見センターにおける現状と課題

【課題①】
権利擁護支援チーム形成支援の在り方

【現状】
➢ 受任者調整で中核機関が関与したケースについては、権利擁護支援チーム形成支援・自立支援を行う枠組みはすでに設けている。ただし、権利擁護支援チームの中での後見人の位置付けがケース毎に異なっているため、チームのコーディネートを行うか、後見人の負担が重くなっていないかなど懸念がある。

13

〔資料11〕

令和5年度 岡山市成年後見センターの相談実績

◎ 専門相談支援

相談支援件数 (複数回答)	5.4件 (実例専門相談5.2件、臨時専門相談.2件)
・ 成年後見制度	5.0件
・ 虐待(疑い)	1件
・ 支援拒否	0件
・ 生活困窮	0件
・ 無法	0件
(合計)	8.3件

◎ 相談支援件数(成年後見センター職員対応)

相談支援件数	3.218件
うち	2,006件 (62%)
・ 高齢者	778件 (25%)
・ 障害者	434件 (13%)
・ その他	5.44件
新規相談件数	5.44件

12

〔資料14〕

岡山市成年後見センターにおける現状と課題

【課題②】
申立て費用や後見人等への報酬の工面が困難なケースがある。

【現状】
➢ 法テラス利用の申立てにおける資産要件と、市長申立て案件(申立て費用公費負担)との間で、機会均等を欠く状況にある。

➢ 成年後見制度利用支援事業(後見人等への報酬助成)は年収・預貯金の条件があり、僅かにその条件を超えて助成を受けられないことがある。

eg. 年金額改定の結果、助成の枠からは外れる事例など

14

〔資料15〕

岡山市成年後見センターにおける現状と課題

【課題③】

- ・受任者調整段階（後見人就任前）の財産管理者が不確定である。
- ・経済虐待になりかねない財産管理をめぐる課題対応への介入が困難。

【現状】

- 支援者の事業所等での財産管理ができず、対象者の知人等に委ねることがある。知人等が一時的に財産管理を行う間、収支が不明瞭になる場合がある。
- cf.新しい持続的権利擁護支援策⇒「豊田市地域生活意思決定支援事業」
- 審判前の保全処分が活用されていない。

15

〔資料17〕

岡山市成年後見センターにおける現状と課題

【課題⑤】

- ・任意後見制度の対象となるも、費用面で断念せざるを得ない方へのサポートが不十分。

【現状】

- 岡山市では「高齢者あんしんサポート事業」のような社会資源がない。そのため、任意後見契約締結能力のある障害者や高齢者で、低所得の方の相談に対する十分なフォローができていない。
- cf.〇〇市「高齢者あんしんサポート事業」の名称で、身近に親族などかいいい方について、ご本人が判断できる間に、実施団体と契約することで、日頃の見守りや、入院等緊急時の支援・預託金による金銭的保証、亡くなった後のことについて支援する事業をおこなっている。

17

〔資料15〕

岡山市成年後見センターにおける現状と課題

【課題④】

- ・市民後見人等候補者バンク登録者の活躍の場が限られている。

【現状】

- 岡山家庭裁判所は、市民後見人と専門職の複数選任を望まれている。
- 中核機関と専門職団体・法人後見受任団体との連携先が限られており、より連携体制を強化して市民後見人の活躍の場を増やす必要がある。
- 実際に市民後見人として選任されている方からは「後見人の責任が重く、プレッシャーになっている」と不安感を抱く声を聞いている。そのため、中核機関としてサポート体制を充実させる必要がある。

eg. 市民後見人交流会の充実
市民後見人受任者相互扶助体制の構築

16

〔資料18〕

ご清聴
ありがとうございました



西田先生：西山様、長塩様、どうもありがとうございました。続きまして、総社市権利擁護センターの吉岡様よろしくお願いたします。

■**総社市社会福祉協議会：**総社市社会福祉協議会の吉岡です。よろしくお願いたします。私の方から、総社市における中核機関の現状と課題を説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、総社市の現状なんですけれども、総社市の人口が69,595人です。先ほどの岡山市さんの人口に比べるとだいたい10分の1ぐらいになってくると思ひます。岡山市さんも人口が増えているんですが、岡山県内で人口が増えている自治体は本当に限られているんですが、総社市も人口が増えている一つの自治体になっています。微増なんですけれども、人口減少が進む中で、様々な総社市の施策によって人口が増えているのかなという状況になっています。のちほど詳しく説明しますが、総社市内で成年後見制度を利用されている方が現在137人いらっしゃいます。これは岡山家庭裁判所から出ている数字で、実際はもうちょっと増えていると思うのですが、137人が成年後見制度を利用されているという現状です。次のページに移るんですけれども、本会におけるまずは権利擁護のあゆみ、あゆみというところすごい仰々しい感じにはなるんですけれども、総社の場合、中核機関ができるまでに様々な歴史がございましたので、そのあたりを簡単にご報告、ご紹介させていただきたいと思ひます。

まず、平成21年なんですけど、総社市の方で障がい者の基幹相談支援センター、障害者のあらゆる相談を受ける基幹相談支援センターの受託を行っています。また、平成24年には障がい者千人雇用センター、今は千五百人雇用センターと言って、障害がある方の雇用の定着であったりとか、促進を図るということで、これは現在の市長の片岡市長が肝入りで始まった事業なんですけど、こういった障害者に関する施策を進めて参りました。あと、21年より少し前には、地域包括支援センターさんができあがりまして、高齢者や障害者に対する様々な相談支援というものが充実してきました。その中で、総社市の中でやはり高齢者の方の権利侵害、また、障害者の方、在宅におられる時も、色々悪質な商法に引っかかる方もいらっしゃったりとか、お仕事をさだだして、金銭的な余裕が生まれてくると、消費者被害に引っかかってしまうような、そういったやはり弱い立場の方々の権利侵害というものが総社の中でも潜在化されていたものがたくさん見えてきました。

そうした中で、総社市の中で、こういった方々の権利をどのように守っていくか、ということをお考えようということで、こちらに書いてあります、平成24年に総社市の権利擁護のしくみづくりに関する検討委員会の設置ということを行って、この中で仕組みづくりを行って参りました。この時には、今日司会をしていただいております、岡山大学の西田先生を委員長にお招きいたしまして、だいたい半年ぐらいの話し合ひで、平成25年にはやはりこういった権利擁護をしっかりとサポートするセンターが必要だろうということで、半年の議論で権利擁護センター“しえん”というものが立ち上がりました。権利擁護センター“しえん”のことは後ほど説明させていただくのですが、センターの運営が開始されて、同じ年に社協の法人後見、そして同じように市民後見人の養成の開始をしております。26年には社協の法人後見の支援員第1号ということで、市民後見人の方が支援員になられたり、平成30年には市民後見人による受任の第1号ということで、社協との複数後見という形で歴史を歩みまして、平成31年、中核機関が設置がされております。この中核機関は、先ほ

ど申上げましたように、権利擁護センターの中でそういった機能がございまして、権利擁護センターを中核機関に位置付けようということで、現在も運営がされております。

こちらが権利擁護センター“しえん”です。こういった形で行っておりまして、中核機関の構成メンバーと変わらないようなイメージにはなるんですけども、人員は社会福祉士3名ですけども、こちらの3名と、あと弁護士の先生に非常勤ですが、第1～第4の木曜日に権利擁護センターの方にお越しいただいております。なんで弁護士の先生が非常勤で総社の社協、権利擁護センターの方に来ていただいているかと言いましたら、先ほど吉野先生や西田先生からもありましたように、岡山大学の法務研究科と、総社市が弁護士の派遣に関する連携協定を結んでいただいております。なぜこういった協定が結ばれたかということ、先ほど24年の権利擁護の在り方検討委員会の中で、これから権利擁護センターが出来上がって、様々な相談が入ってくる中で、やはりここに書いてあるように社協に受託となると社会福祉の部分では専門職がいるんですけど、どうしても権利擁護の部分になってくると法務の関係、法律の判断の色々出てくるだろう、迷うこともあるだろうということがございまして、岡山大学さんと総社市さんが協定を結んで権利擁護センターに弁護士を週に1回第1～第4木曜日に派遣していただいで、福祉と司法の連携の下に権利擁護を運営しているということになっております。

ここに書いておりますように、高齢や障害とか分野を分けるのではなくて、対象や分野に囚われず、幅広い権利擁護支援を担うということで権利擁護センターが現在運営の方を行っております。権利擁護センターの業務内容は、中核機関とちょっと違いますので省かせていただくのですが、基本的には虐待対応支援、成年後見制度の利用支援、入居等の支援、犯罪被害者等の支援という4つの支援を行っておりまして、ここの成年後見制度の利用支援のところの中核機関の機能部分に当たるような、そういったイメージでお話を聞いていただければと思います。こちらが中核機関のイメージ図です。真ん中に権利擁護センターということで中核機関になります。基本的には先ほどの岡山市さんの形と似たような形かなと思っております。広報機能、相談機能、それから成年後見制度の利用促進、担い手の活動支援機能というところになります。ここの部分の真ん中に置かせていただくなかで、左サイド、連携協働というところで中核機関自体、市役所からの委託になっております。福祉課であるとか、高齢の関係の長寿介護課というところからの連携と委託をもらってやっている状態となっております。

一方社協の方、当然中核機関の委託を受けているところはあるのですが、社協の方の先ほど言いました通り法人後見の関係であったりとか、日常生活自立支援事業、それから重層的支援体制整備事業というところ。このあたりと権利擁護センターはしっかりと連携してやっていっているというところで、二つ挟ませていただいております。この機能、当然社協や行政だけでは担えません。先ほど岡山市社協さんもおっしゃられていたように、様々な専門機関の方からお知恵をいただきながら運営していく必要がございまして、ということで、下側にございますように運営委員会を設置しております。

こちらの方では、中核機関、権利擁護センターの運営体制であるとか、事業それから予算に関すること、また、市民後見人の養成や支援や社協の法人後見の方もこの中で話をさせていただいております。メンバー的には学識ということで、岡山大学の西田先生を中心に弁護士、司法書士、社会福

社士、医師、ケアマネージャーとか、地域の方、具体的には、民生委員や市民後見人にも入っていただいて、センター運営のことを考えていただいております。もうちょっと説明するんですが、この委員会の中にはワーキングが2つあること、また、左側にあるのは支援検討委員会でございます。こちらが中核機関で言いましたら、受任者の調整会議のようなところになります。こちらの方は今日お越しのノートルダム清心女子大学の中井先生に委員長を務めていただいている状況となっております。

中核機関の機能ですけれども、先ほどの図の中で申し上げたように4つに分類されるのかなと。細かく色々書かせていただいているのですが、時間の関係でこの部分は少し端折らせていただいて、代表的な中身だけご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、広報機能ということです。市民後見人の養成にもつながるような構成で、後見セミナーを行っております。後見制度の基礎、費用面、それから利用の流れなどを知っていただく。そういったところを専門職、弁護士や司法書士や社会福祉士からご講義をいただいております。あと、必ずセットでやっていることが、市民後見人から時勢報告というのをここで合わせてやらせていただいております。専門職の方の話が難しいとかそういうわけではないですけれども、なかなか市民目線でこの権利擁護、後見ってどう進めて行っているのかなっていうのは、なかなかイメージがしにくいところがあるのかなと思うので、社協で複数後見をしていただいている市民後見人に日頃どういうふうな後見活動をしているかというのをお話していただいて、イメージをしていただいているというようなことも行っております。岡山市さんの話だったら、地域に向向っていく、自治会単位で説明会に行かれたりってところで、総社の場合そこまでできていないなというところがあるので、是非今日お聞きしたような内容を実践の中に入れていきたいなというふうに先ほど感じました。

続きまして相談機能というところで、こういった形で相談実績の方、令和元年から直近令和6年、今年の1月末現在までなんですが、令和元年まではだいたい成年後見に関する相談は455件でした。令和4年は1,308件で、だいたい3.5倍ぐらいに伸びてきている状態なんです。直前の令和2年、令和3年と徐々に伸びているのですが、これはどういった理由で伸びているのかを考えてみますと、やはり中核機関というものが設置されたのが、平成31年、令和元年のあたりから、だんだんという成年後見に関する意識が高まっていったりですとか、中核機関を設置しましたよと市民や専門職の方に伝えていったことによって、相談件数がどんどん伸びていったのかなというような分析が出ております。主な相談内容というのは、後見等の候補者、成年後見制度について、申し立てとかもあるのですが、その他の所にあるように、親族による経済的搾取、相続、死後事務、身元保証ということもやっております。例えば、親族による経済的搾取、これって実は相談者の中で自覚して相談にくる方が少ないんです。親族の方が相談に来られて、話を聞いていると、どうやら総社市内に住まれているおじいちゃんの金銭管理のことで相談に来た、よくよく聞いていると、一緒に住んでいる息子さんが経済的搾取をしていて、だから何とかしたいから成年後見制度を使いたいすみいたいな感じですが、でも、専門職から聞いたら、成年後見制度の使い方大事ですけど、やはりこれは虐待としての対応も必要となってきます。だからやはり中核機関の機能というのは、成年後見だけの機能ではなくて、権利擁護の視点で、今日お越しの職員の皆さんもそうだと思うんですけど、成年後見からいろいろなご家庭の課題であるとか問題を把握して、自分の機関で解決したり、つな

げるという意味では、中核機関というのはひとつの成年後見だけの機能ではないなということを感じております。

あと、弁護士、社会福祉士による成年後見制度に関する無料相談会ということで、こちらも月1回させていただいております。こちらの弁護士というのが、先ほど岡山大学さんと協定を結ばせていただいて、派遣していただいている弁護士ということになっています。先ほど開会のご挨拶をしていただいた吉野先生も総社市の方に月2回来ていただきまして、市民の方から後見のこういった相談を受けております。うちの中での課題なんですけれども、これは後からみなさんにもお聞きしたいなと思っているのですが、これは目的なんですけれども、こういったことをやるよって感じなんですけれども、すでに後見人等として活動している親族後見人の相談にも応じるとあるんですけど、実は親族後見人からの相談は総社市にはまだ来られたことがないんです。なかなか親族後見人とうちの中核機関がつながっていったらいいのか、総社市の中でも課題になっていまして、親族後見人との接点をどうもっていくか、こういったところもあとで皆さんからご意見いただければと思います。

3つ目の機能については、市民後見人の養成から登録というところになっております。一般的な流れです。基本的には、受講者の募集をして、先ほど言ったセミナーで成年後見のことを知っていただいて、書類審査と面接、ここでいいな、頑張っただけそうだなという方に対しては、岡山県の市民後見人養成講座という、県全体で市町村の候補者の方を集めていただいて一括でやっております。それが終わった後に総社市の独自研修を行っています。県の方では一般的な法的なものであったりとか、信条保護のノウハウについて勉強があるのですが、総社市独自にサービスとか制度がありますので、こういったものを知っていただくということで、行政の方であったりとか、市内の士業の方にご協力をいただいてこういった研修をして、最後登録ということで、約1年ぐらいかけて養成をさせていただいております。

そして、担い手育成機能ということで、市民後見人も先ほどのプロセスの中でいったら、現在27名の方にバンク登録をさせていただいております。男性15名、女性12名です。平均年齢67.9歳ということでございます。こちらのグラフにございますように26年から始めまして、8人だったのですが、現在27人ということで沢山の方々にこういったバンク登録をさせていただいております。やはり市民後見人になってきた方、みなさんの自治体では募集したらすぐに来てくださるものなんでしょうか。なかなか総社市の場合はすぐに来てくれる方は少なく、ここは社協がこういった中核機関を受託しているところの強みでして、地域福祉課、地域共生推進課というんですけども、そこにいるCSW、地域を色々地域の方と一緒に福祉活動をしている専門職、その職員がこういった市民後見活動があるよと、そういうことをやってくれそうな方に声をかけてくれるんです。じゃあやってみようかとか、そろそろ民生委員辞めるから次はこんな事でもやってみようかという形で、中核機関だけではなかなかこういった担い手の養成とか、お願いというのは難しいですけども、このあたり社協として地域福祉活動で様々な人々とつながってきただけの部分がございますので、そういった方々に声をかけてやってもらう、そういった連携をしながら現在27名の市民後見人を養成した状況となっております。

そして、養成したら当然終わりではなくて、こういった活動を書かせていただいております。いきなり市民後見人が単独受任とか、後見受任をするというよりは、まずは社協の法人後見支援

員という形、もしくは日常生活自立支援事業の生活支援員にまず登録していただいて、まずは社協の職員と一緒に活動するという事で、法人後見支援員か生活支援員の活動をしていただきます。こういった活動を1年から1年半ぐらいしていただいて、市民後見人の意向を基に、もし受任ということができるよということであれば、総社市社協との複数後見という形でやっていくという形で、打ち上げ式といいますか、総社市社協との複数後見をやっていくというところとなっております。

現在の受任状況ですが、こういう形です。総社市社協の法人後見自体が9件受けていまして、法人後見支援員として市民後見人が動いてくださっているのは7件、そして総社市社協との複数後見は1件、少ないですね、複数後見が。でもこれ、ずっと少ないわけではなくて、この1年で4名の方がお亡くなりになってまして、もともと13件あって、ここは5だったんですけれども、立て続けにお亡くなりになったということで、現在こういう状態になっております。これも課題なんですけれども、今、市民後見人、先ほど言ったように支援員か社協との複数後見なんですけれども、やはり活動の場所が少ない状態なんです。先ほど岡山市さんも言われていましたように、市民後見人の活動というところで、今、総社の方で検討しているのが、専門職との複数後見にちょっと手を出してみようかなというふうに思っています。これは後程説明するワーキングの中でも、それこそ中井先生を中心に機能していただいているんですが、市民後見人の活動っていうのがちょっと社協との法人後見だけでは活動の幅が狭まっているので、いかにこれから広げていくかというところが総社の中では課題として挙がっております。

市民後見人、先ほど岡山市さんのお話の中にもありましたように、研修会がネットワーク連絡会で横のつながりを持っていただくという活動も行っております。こちらが利用促進機能ということで、支援検討委員会、もともとは権利擁護センターが出来上がったときに支援検討委員会というのがありました。ここは、要は専門職、いわば地域包括とか、障害の機関相談、ケアマネとかが現場で色々困難ケースがあります。複合的な課題を抱えていたりとか、虐待ケースとか、そこの中で解決がなかなか難しいようなものをここにかけさせていただいて、学識経験者や、弁護士、司法書士、社会福祉士、相談支援専門員、医師、行政といったところから専門的な見地からアドバイスを行っていくような、そういった支援検討委員会がありました。ここを現在、支援検討委員会の機能を持たせながら、受任者調整会議ということで行っています。その人にふさわしいと思われる後見候補者等の選定であったりとか、顔合わせの部分であったりとか、後見業務、実際にここで受任が決定しているんな個人であったり法人にお願いした後のフォローアップ、そういったものもここで行うようになっております。

そして先ほど出させていただいたのですが、中核機関自体の評価であったりとか、改善を行っていく必要がありますので、権利擁護センターの運営委員会の中に中核機関体制整備ワーキンググループというものを設置しております。ここで中核機関としての評価を行っております。内容的には色々書いてあるんですが、中核機関のメンバーの中で特徴的なのは、中核機関として成年後見を進めて行く中で、地域の力というのは必要不可欠なので、市民後見人や民生委員、こういった方々にメンバーに入っていただくとともに、オブザーバーとして家裁の書記官にも入っていただいて、様々な地域からの見地、それから初歩的な見地からも、様々なご意見をいただいております。ここで話し合われたのは、受任者調整のルールやフロー図作り、また後見候補者等の登録の仕組み、周

知方法です。成年後見の。あとは市民後見人の担い手や今後の活動についても話し合われています。

そして、また、権利擁護機能ということで、地域の権利擁護ネットワーク作りとして、「そうじゃ権利擁護ねっと」の発足ということで、権利擁護センターの中核機関のほうで事務局を担っております。これはここに書いてありますように、様々な士業の方々や福祉サービス事業者、それから民生委員や市民後見人、行政、社協といったメンバーで、だいたい2～3カ月に1回ぐらい集まって勉強会をやって、お互いの取り組みを知ったりですとか、なんでも相談会みたいなものを開催して、権利擁護に関する横のつながりを、専門職だけではなくて、地域ともしっかりつながるような、こういったような仕組みを中核機関のなかで取り組みとして行っております。

ここから中核機関に、先ほど言いましたような課題が出てくるんですけども、まずは市民後見人のアプローチの部分です。これも家庭裁判所のデータから出てくるんですけども、総社市内の親族後見人は今17人いらっしゃるという数値がでてきているんです。ただ、この方々にどうやって接点を取ったらいいんだろう、家庭裁判所にダメもとでどなたか教えてくれませんかと聞いたら、やっぱり駄目でした。教えてくれませんでした。当たり前ですよ。本当にこういった方々が、ちゃんと迷いなく円滑に後見活動ができていくかどうかということ、やはり中核機関としては少しフォローができる部分があるんじゃないかということは感じております。なので、今後、家裁との協議になるのか、今日来られているいろんな中核機関の方々とかのご意見を聞かせていただきながら、こういった方々へのアプローチ方法についてこれから考えていかなければいけないかなと思っています。ただ、アプローチしただけではだめで、中核機関です、よろしくお願ひします、じゃあというわけには、当然おかしいと思います。こういった方々に中核機関としてどういうことができるのか、被後見人が地域とつながっていくためにはどういったことができるかなというのも、今後社協全体として考えていかなければいけないかなということは考えております。

あと、本当に成年後見制度が必要な方なのかどうかということも、相談を受けていたらあります。みなさんあると思います。施設に入所するために必要なんですとか、でも結構自分で金銭管理できたりするんですとか言うんです。あと、施設に入るのに身元を保証してくれる人がいらっしゃらないので、とりあえず成年後見制度があれば入れますとか。本当に施設に入所するためとか、入院するためとか、状況を聞くと制度を利用しなくてもいいんじゃないかなと、でも制度を利用しないと住む場所がなかったり、ジレンマです。ここまで制度を使わないといけないかといえばそうではないんだけど、ここで制度を使わないと、この方の次の家がなかったりとか、この方を支える方がいなくなるというジレンマを感じています。こういった方々、権利擁護センターとしてどこまでできるかわかりませんが、権利擁護センターには入居とか入所に関する保証機能というところを考えていくということが実はあります。ただ、その部分で権利擁護センターの中でまだまだ進んでいないところではあるので、福岡市社協さんとか非常にこういったところ進んでいたりするので、先進地とかの事例とかもお聞きしながら今後検討していきたいと思っております。

3番と4番ですが、ここはスライドを移らせていただいて、これ実は岡山市さんの話と一緒に。下の横軸の判断能力の高いところから判断能力の低いところになります。縦軸は財産が少ないところから多いところに伸びていきます。判断能力が比較的ある方が、日常生活自立支援事業を使われて、判断能力が低くなればなるほど成年後見制度の利用になっていく。今中核機関でやってい

く中で、やっぱりちょっと気になるのはここです。要は日援まではいかない、認知症等の初期のころからフォローを行いつつ、状況によっては日常生活自立支援事業でつないでいく意思決定支援が途切れないようにするということが大事だなと思っています。中核機関で相談を受けていたら思うんです。だいたい重篤化して、ご本人の判断能力がだいたい落ちていたりとか、それから消費者金融とか、いろんな契約とか騙されたりとか、わからずに契約して困った状態で繋がってくる方がすごい多いんです。でも、この①番の部分から、要は判断能力のあまり落ちていないところから伴走してたりとか、その頃から意思決定支援のサポートができていれば、その方々が権利侵害を受けることなく、意思決定ができていくこともあるんじゃないかということで、この①番の部分が出ていないので、まだまだこの部分を考えていかないといけない。それこそ先ほど言いました豊田市さんとか、要は国の方でモデル事業で持続可能な権利擁護事業というモデル事業を取られているところが5自治体、もう少しあったかもしれないですけど、そういった自治体がこの部分に、今力を入れられているので、総社市でもこの部分、市民後見人と連携して何かできないかな、サポーターみたいなもの作っていただけたらいいかなということを、中井先生ともこれから相談していきたいと思っています。

そして②番、国の方では成年後見制度の改正について動かれています。もともとは期限があるというか、判断能力が戻れば成年後見制度は外れるはずなんですけど、今、終わりなき後見制度みたいになっているので、今は期限が終了する、期限付きであったりとか、終わりのある成年後見制度というキャッチフレーズで、必要に応じてポイントポイントで成年後見を使って、その役割が終われば成年後見制度を外すというようなことができるかどうか、国の方で議論がなされています。ただ、現場からしてみると、でもやっぱり判断能力が落ちておられる方、相続が終わったとか、例えば訴訟行為が終わって、成年後見制度がこの人必要ないって方はもともと判断能力が落ちておられる方です。そういった方々を普通に生活ができるのかどうか、もしくは何らかの支援が必要な方もいらっしゃると思います。そういった方々にこれからどういった支援が必要になるのか、日常生活自立支援事業の対象者を広げて対応できるのか、はたまた、これも国での議論になるのでそこまではちょっと見えないと、成年後見に近い方だったりするとやっぱり日援は使えないとなるとここに狭間がでます。こういった方々に対しても支援という、成年後見制度が終わった方々、そういった方々にどういった支援ができるかということも、これから総社の中で考えていかないといけないのかなということを考えています。

そして、最後にこちらです。こちらはまだ議論が煮詰まっていないところにはなるのですが、先ほど申しました重層的支援事業が総社市の方でも始まっております。属性、分野を問わず、あらゆる相談支援機関が、そういった相談を受けて、それぞれがのりしろを広げて支援を行っていくということで、これは重層的総社の体系図になっているのですが、現在権利擁護センターの中に重層と言う多機関協働事業というものを組み込んでいます。これはなぜかと言ったら、冒頭で申し上げました通り、権利擁護センターというのは、権利擁護に関して分野、対象を問わずに支援相談を受けていくというのがコンセプトでした。重層が始まった多機関協働事業、これは権利擁護だけでなくあらゆる相談事例、あらゆる相談支援機関で対応できないものをここで受けていくということがございまして、同じような機能は、ちょっと権利擁護の方が少し先に進んでいたのかということも


ございまして、あとからこういう多機関協働ができました。なので、ここの権利擁護センターも分野、対象を問わない権利擁護センターの機能と、重層の多機関協働、ここの部分を今後どのように連携していくか、今もちょっとずつ実務の中でここは権利擁護センターかな、ここは多機関協働かなとやってきているのですが、まだまだここの整備ができていないので、早急にこのあたりの整備も進めて行きたいかなと感じております。

以上を総社市からの報告とさせていただきます、ご清聴ありがとうございました。

〔資料1〕

岡山行政法実務研究会 岡山権利擁護研究会 合同研究会
令和7年2月15日(土)

総社市における 中核機関の現状と課題



社会福祉法人
総社市社会福祉協議会
総社市権利擁護センター“しえん”

1

〔資料3〕

本会における権利擁護のあゆみ

時期	概要
平成17年	日常生活自立支援事業開始 ※合併を基準
平成21年	障がい者基幹相談支援センター受託
平成24年	障がい者千人(現:千五百人)雇用センター受託
平成24年	総社市の権利擁護のしくみづくりに関する検討委員会の設置
平成25年	総社市権利擁護センター“しえん”受託
平成25年	法人後見事業を開始
平成25年	市民後見人養成を開始(本会受託)
平成26年	法人後見支援員第1号
平成30年	市民後見人による受任第1号(本会との複数後見)
平成31年	中核機関設置(権利擁護センター機能を位置付ける)

3

〔資料2〕

総社市について



人口 69,595人
世帯 29,981世帯
高齢者人口 19,947人
高齢化率 28.62%

令和7年1月末時点



後見制度利用者 137人

岡山家庭裁判所 集計値
(執筆日:令和6年1月4日)

2

〔資料4〕


総社市権利擁護センター“しえん”

★平成25年4月開設

総社市から総社市社会福祉協議会が委託を受け運営

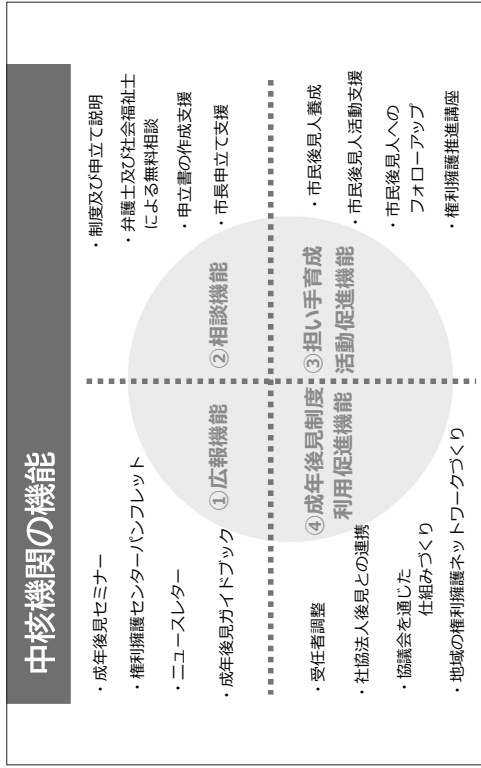
人員体制

社会福祉士 (常勤3名)
弁護士 (非常勤 第1~第4の木曜日)



対象や分野にとらわれず、「幅広い権利擁護」を担う

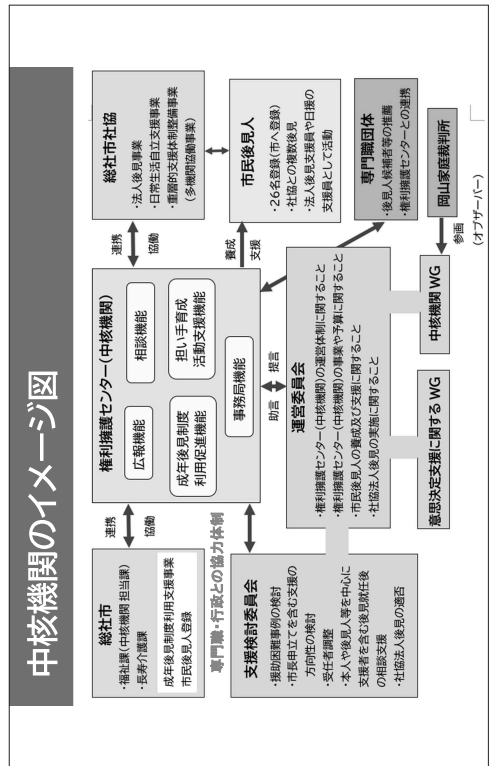
[資料7]



[資料5]



[資料6]



[資料8]



[資料9]

② 相談機能

★相談実績

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数	455件	524件	959件	1,308件	1,514件	1,282件

※R6年度はR7.1月末現在

★主な相談内容

- ・後見等候補者の紹介
- ・成年後見制度について
- ・申立ての方法について
- ・その他(親族による経済的搾取・相続・死後事務・身元保証など)

★弁護士・社会福祉士による成年後見制度に関する無料相談会(月1回)
 成年後見制度の利用を検討している本人や親族、支援者を対象に成年後見制度等の相談に応じる。また、既に成年後見人等として活動している親族後見人や第三者後見人の相談にも応じる。

↓
 権利擁護センター弁護士
 (総社市と岡山大学大学院法務研究科との連携協力に関する協定)

[資料11]

③ 担い手育成機能「総社市市民後見人バンク」

(令和6年9月時点)

27名

(男性15名、女性12名)
平均年齢67.9歳

養成開始からの推移

令和6年度 終了式 (市長室にて)

[資料10]

③ 担い手育成機能「市民後見人養成・登録までの流れ」

受講者の募集

成年後見セミナー・養成研修説明会 8月

事前審査(書類審査・面接)

岡山県市民後見人養成講座 10月～

総社市市民後見人養成研修 1月～

登録審査(レポート・面接) 4月

市民後見人バンク登録

[資料12]

③ 活動促進機能「市民後見人の活動」

法人後見支援員
(生活支援員)に登録

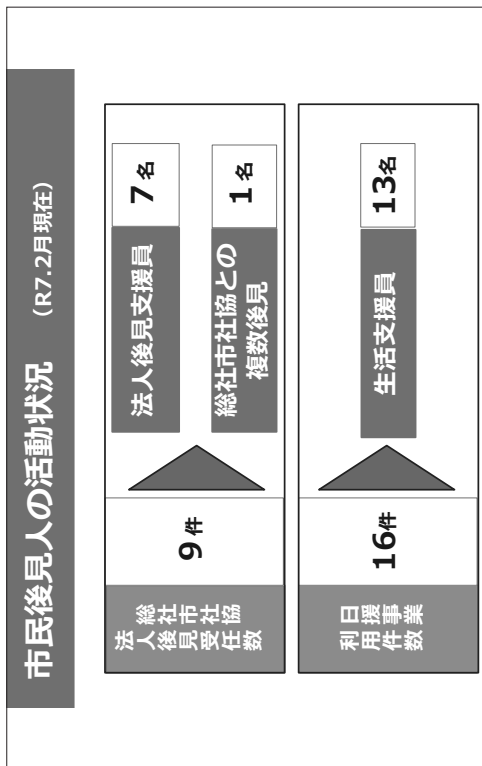
生活支援員

法人後見支援員

総社市社協との複数後見

法人後見支援員としての経験や
 複数後見としての活動する意思を確認

[資料13]



[資料15]

④ 利用促進機能「支援検討委員会」

★ **支援検討委員会**
(受任者調整会議)

※隔月開催

【委員構成】

- ・ 学識経験者
- ・ 弁護士
- ・ 司法書士
- ・ 社会福祉士
- ・ 相談支援専門員
- ・ 医師 (保健福祉部各課)
- ・ 行政 (保健福祉部各課)
- ・ 社協



その人にふさわしいと思われる
後見等候補者 (専門職・法人) の選定

▶

被後見 (保佐・補助) 人との顔合わせや、
後見業務の円滑な実施、支援ネットワークの構築

[資料14]

③ 活動促進機能「市民後見人の活動支援」

市民後見人定例研修会と
ネットワーク連絡会
(隔月開催)

専門的知識の取得や援助技術の研修
専門職への後見業務の相談
市民後見同士のつながりづくり
活動の情報共有 等



行政・専門職・権利擁護センターが一体となり支援

[資料16]

④ 利用促進機能「中核機関連体制整備WG」

★ **目的**

総社市における成年後見制度をとりまく環境の評価・改善、及び
中核機関連体制整備について検討する。

★ **メンバー**

学識・弁護士・司法書士・社会福祉士・ケアマネ・相談支援事業所・
市民後見人・民生委員・行政・社協・家裁 (オブザーバー)

★ **協議事項**

- ・ 受任者調整ルール及びフォロー図の作成
- ・ 後見等候補者の登録の仕組みづくり
- ・ 成年後見制度の周知方法及び市民後見の担い手確保
- ・ 市民後見人の受任形態 (専門職との複数後見) の検討

〔資料17〕

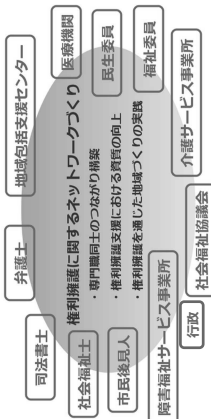
④ 利用促進機能「地域の権利擁護ネットワークづくり」

『そうじや権利擁護ねっと』の発足（平成29年9月）



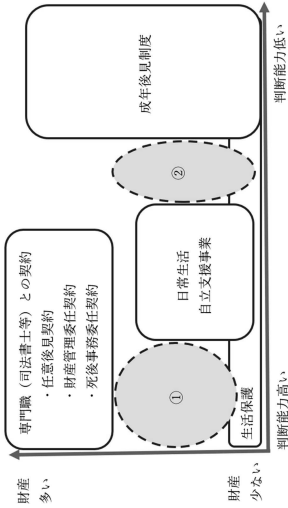
【実施内容】

- ① 勉強会
- ② 事例検討会
- ③ 相談会
- ④ 懇親会
- ⑤ 他地区の取り組みの視察・交流



〔資料19〕

中核機関（権利擁護センター）の運営から見えてきた課題



- ・ 認知症等の初期の頃からフォローを行うつ、状況によって日常生活自立支援事業につないでいくことで意思決定支援が途切れないようにする。
- ・ 成年後見制度の期間終了後の方の意思決定支援のサポート

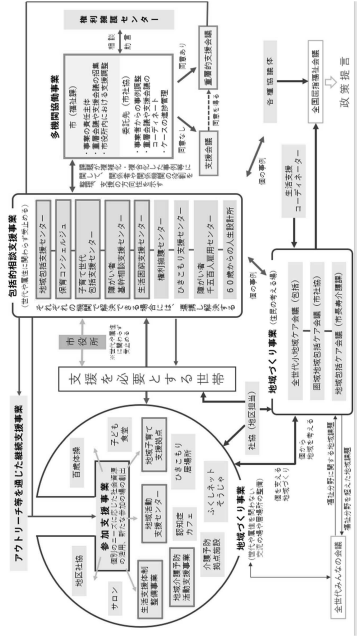
〔資料18〕

中核機関（権利擁護センター）の運営から見えてきた課題

- (1) 親族後見人へのアプローチ
 - ・ 総社市内の親族後見人（17人）との接点がとれない
 - ・ 今後、家裁と協議し、アプローチ方法について検討する必要がある
 - ・ 接点を持つだけでなく、被後見人さんと地域がつかざる支援も検討が必要
- (2) 本当に成年後見制度が必要な方なのか
 - ・ 「施設に入所するため」「入院するため」
 - ↑ 状況を聞くと、制度利用をいなくともよいのでは・・・
 - ・ 権利擁護センターとして保証機能について検討が必要
- (3) 成年後見制度の改正に伴う積極的権利擁護支援
- (4) 権利擁護支援と重層的支援体制整備事業

〔資料20〕

中核機関（権利擁護センター）の運営から見えてきた課題



西田先生：吉岡様、ありがとうございます。続きまして、知多地域権利擁護支援センターの今井様よりご報告いただきたいと思います。今井様どうぞよろしくお願いたします。

■知多地域権利擁護支援センター：知多地域権利擁護支援センターの理事長をしています、今井と申します。それから全国権利擁護支援ネットワークの事務長ですので、そちらの瀬戸内市社協さんとか総社協さんとか、メンバーに入っていられる方、何度かご一緒させていただいております、よろしくお願いたします。

是非ともそちらに行きたかったのですが、午前中日本福祉大学の研修の方に出ておりました行けないのはとても残念ですけれども、私どもは広域でやっております。知多半島4市5町の広域で中核機関、法人後見などをやっているところです。スタートは5市5町だったんですが、やんごとなき事情がありまして、〇市というところが離脱されて、今4市5町になっております。国が言う前から私どもは成年後見とかをやっているんで、私たちにすれば、中核とかあとから乗ってきたみたいな話なんですけれども、それを含めお話しさせていただきます。

まず、私たちの地域になぜこういう成年後見センターと昔言いましたが、こういったことができたかですが、親に先立たれグループホームで暮らす若者を何とかしなくちゃいけない、これが2003年の出来事です。グループホームで暮らす知的障害の若者25歳でお母さんが42歳だったか、この人達を何とかしないといけないという地域の民間NPOでこういう活動が始まりました。地域の課題解決で動き出したのが始まりです。

では、どこを成年後見の受け皿とするかということをお互いに話し合ったのですが、癌で死ぬというお母さんと知的障害の若者と中間支援NPOの代表と、私は当時中間支援NPOの事務局長でした。あとグループホームを経営していらっしゃる方とその世話人、6人で名古屋の弁護士事務所に行ってきました。余命半年ですから慌てて話し合いをして決めたことは、法人格を持った団体で、福祉のサービスを行っていない団体で、福祉の事に精通している団体ということで、当時「地域福祉サポートちた」というところで法人後見が始まったのです。今でも「地域福祉サポートちた」というところは愛知県の知多地域にあります。NPOの中間支援として残っております。

ここで私たちが考えたことは、これが高齢者だったら私たちは法人後見をしなかったのです。社会福祉士にお願いして終わりになったはずだったのですが、これが25歳の若者だということで、支援者が先に亡くなるというのが気になるので法人後見に手を出したということなのです。

当時、愛知県の名古屋家庭裁判所でこの審理が行われたのですが、全国の家裁でとても有名な話になったらしく、どういうことかということ、どこの馬の骨かわからん団体が法人後見をやりたいと言っているということで、全国的に有名になっていたらしいです。家裁としてはやらせたかった。なぜかということ、今後高齢者の数が増えていく、必要な数が増えていく中、個人では持たないので、法人後見をやらせたかったというのを後々になって弁護士からお聞きしました。こういうことがあって、実際の事実を何とかしないといけないといって動き出したのが、うちの地域の実情です。

状況ですが、2003年9月にこういう話があがり、2004年7月にやっと審判が下りています。とても時間がかかりました。家裁が慎重でした。それからは1件しかやっていないのに、地域に対して法人後見が必要だとしゃべりまくってました。環境づくりということは、講演をしたり学習会を

したりということでした。当時すごく覚えているのは、この話題を出すやと障害者の親が簡単に集まりました。80人くらいあつという間に集まったのを覚えています。今と違ってやっぱり情報がなかったのです。

私どもの地域の転機は2006年の3月です。先進地域、岐阜県の東濃の成年後見センター、今でもこれはあります。バスツアーで本当に行政が委託し、広域で支援しているという先進のところに出かけたのです。知多市の福祉課長は私どもに、高速代とガソリン代を出して欲しいと言い、それで俺が集めてやると言ってくださって、5市5町の課長に行政が声をかけて、全員が乗ってバスツアーに行きました。視察に行ったのです。私は行き帰りに委託していただきたい話をし、先方では費用対効果について話していただきました。なかなか私は費用対効果がうまくしゃべれなかったのですが、先にやっているところでは、やはり認知症になってうまく税金とか水道代が払えない、市営住宅のお金が払えないといった問題が解決しているということをお話していただきました。そのバスの中の終わりに福祉課長が言ったのは、これを実施計画に乗せるから来年5月に声をかける、必要だと思ったら集まってくれとおっしゃって、バスが終わったのです。

そして5月に声をかけていただくと、もれなく全部の市町の課長が集まったということで、ここで話し合いが始まったということです。1年間の話し合いが始まり、行政の話し合いですけど、そして担当課長調整会議なのですが、これに私もオブザーバーで入れていただきました。1年の間に行政委託、特化法人を作って委託に持っていくという話がまとまり、2008年4月から「知多地域成年後見センター」ができるということになりました。かなり行政の方も頑張ってくださいました。ここに書いていますように、「サポートちた」というNPOと半田市社会福祉協議会が、一緒になってNPO法人「知多地域成年後見センター」という法人を作り上げました。半田市も社協で法人後見をする予定ではあったのですが、広域ではできないし、ノウハウは「サポートちた」というところが持っているからということで、そこから職員を出していただいて、NPOを作ったということです。

最初は委託料2,500万円からスタートいたしました。私にとって、この人口規模60万人で2,500万円というのはいいと思ったのです。2,500万円が40人やってくれと言われました。受任者一人で行くにはどうかと言ったら、課長たちにそんなことはできないと、いくらまで上がるのかわからないような委託はできないと言われました。とりあえず40人定員の保育園を作ってくれと言われて、これでスタートいたしました。けれど、現在は17年目、6,700万円の委託に代わっております。

今、2年に1回見直ししていただいて、これだけになっております。この理由は受任件数が増えているからです。でも2年に1回の見直しに関しては、行政の方から見直しをやらうという声はあがっております。どうも必要があるみたいだと、ニーズがあると、最初やり始めた時はニーズがあるかどうかかわからないと言われていました。蓋を開けたらすごくいっぱいニーズがあるということがわかり、これでは見直しをしなかったらうちの法人が潰れるということで、行政の方から見直しをかけようということで2年に1回見直しをして増えているという現状です。

職員体制ですが、正規職員が8人、24時間365日営業ですので、非正規47人というふうにたくさんの方で動いております。どうして沢山いるか、数字に出したらわかると思うんですけども、緊急電話の当番があつて、24時間誰かがいつでも電話を取れる状態にあります。

体制ですが、幹事市、委託は一つのところの市町と、その上に協定書があります。運営委員会と言って課長レベルの会議があって、3カ月に1回行っております。そこにNPO法人があり、理事会があり、家庭裁判所からの関係があり、あと当法人独自に運営適正化委員会、弁護士、社会福祉士、司法書士、精神保健福祉士、愛知県の代表の方に集まっていただいて、後見業務が適正に行われているかを確認しております。

知多地域権利擁護センターが主に委託されている業務ですが、中核機関業務です。中核機関は令和4年に委託されました。当法人から言わせれば、昔からやっていることなんです。国があとから言っているものだから、中核という名前ですけど、成年後見制度に関する相談や後見人支援、弁護士、司法書士へのケースの紹介、地域連携ネットワークとか、権利擁護支援に関する専門相談、普及啓発、虐待のこと、差別のこと、最近は身寄り問題がすごく問題になっていて、暮らしあんしんサポート事業というのを委託ではなく、助成金を取って今年10月から試行でやっております。緊急連絡先、火葬するということを預託金をいただいてやるということを今始めております。あと、成年後見人等受任候補者の推薦、一般市民を対象とした地域福祉やまちづくりに結び付く人材育成や、権利擁護支援に関した研修の開催、行政や各種福祉事業者向けの専門研修の開催など行っております。あと、法人後見は多問題家族、虐待、生活困窮者世帯などの処遇困難者を対象とした受任、知多半島のセーフティネットです。いわゆる、成年後見制度が必要なのに、受け手が誰もなければ当法人が全部受けますということになっております。当法人としては受けたくはないのですが、行政の委託でそういう条件で委託いただいていますので、受けざるを得ないという状況です。

去年3月末現在ですが、今はもっと増えていますけれども、後見類型が341件、保佐類型が218件、補助類型が55件ということで、受任しています。とても多いので、先ほどのような非常勤職員をすごく必要としているということです。数が多いというのが当法人の特徴です。保佐、補助が結構多いです。在宅も結構います。在宅をやっている方はお分かりかと思いますが、訪問しなくてはいけなくて、結構大変なので非常勤の方がたくさんいるということです。

行政委託で言われているのは出前講座など、これは知多半島、委託をいただいているところはただで行きます。民生委員の所に出向いたり、育成会の方に言われたりとか、色々な地域のところに行われたら成年後見の説明に行っております。あと、行政職員研修と言って行政職員向けに成年後見の話と、今は虐待の話と年に2回、知多半島は長いので1コを2回の4回行っています。

フォーラムの開催、これは4市5町あるので1年に1回ぐるぐる回りながら研修をやっています。講談師を呼んだり、落語家を呼んだりと色々なことをしていましたが、今は当法人がクイズをやりながら、みなさんに後見制度の普及啓発を行っています。

年間の新規相談が、828件と、とても多いです。1年が365日で、休みを合わせて200日ちょっとぐらいの営業日なのですが、相談件数がものすごく多いというのが特徴かと思えます。特徴ですが、NPO法人、社会福祉協議会、行政と一緒に話を当法人ができたということです。知多管内4市5町行政の広域的な事業受託なので、職員も給料が安定してもらえていますし、小さな市町もたいした負担がなく、事業が展開できているという、広域のメリットがあると思っております。

また、運営委員会の開催と言って、行政の課長レベルの方と2～3カ月に1回会議をしているので、丸投げされたままではなく、協議をしながら、委託料だけではなく、今現場で起きていること

を解決できないだろうかという相談もできております。運営適正化委員会の開催を行っております。それと、知多地域権利擁護支援センターの職員が4市5町の各種委員会、虐待防止連絡協議会や地域福祉計画の策定委員であったり、自立支援協議会に出いておりますので、地域で権利擁護の意識が根付くのに役立っていると思います。職員の内部の研修と外部の研修、積極的な研修会、啓発活動を実施しております。権利擁護センターとしてはめちゃくちゃ研修が多い団体だと思います。私たちだけではなく、非常勤職員にも手伝っていただいているので、割合たくさんの数の研修ができています。

内部でのミーティング回数もとても多く、情報を共有するためにミーティングをたくさんします。例えばサポーター講座、これを年2回やっています。サポーター研修講座、何かになれるみたいですが、何もなれないのです。成年後見制度のことをわかっていただく講座です。これは権利擁護サポーター講座。これは社協さんが全部協賛いただいでいて、日常生活自立支援事業の支援員と当法人の元で働く支援員を一緒に育てていこうという主旨の講座です。これはろうスクール、法律のこと、介護のこと、みんなで学んでみましょうという学校形式でやっています。これは受講生の卒業生を核にして、互助会を作ろうという動きを行っております。もともと成年後見は支援の一つのツールでしかなく、逆に成年後見制度をやればやるほど、そんなもの使わなくていいと、でも地域の中の助け合い、支え合いがない限りは、やっていけないとわかってきましたので、成年後見の広域の行政計画を作りました。

知多地域成年後見制度利用促進計画を国をなぞって作ったのですが、4章あって1章しか後見のことを書いてなくて、それこそお一人様のことや、虐待のこと、差別のことなんて書いてあります。人材育成をどうやってしていこう、そのような計画を日本福祉大学の平野先生と一緒に作ってきました。二期計画が次の4月から動き始めるということになっています。

私は実は今回お題をいただいて、現状と課題と言われたときに、あまり課題が見えない性格なんです。やっていけば何とかかなと思う人間なんです。課題は何だろうと思うときに、広域であるために複数行政との対応は確かに大変です。委託料金額の折衝とか。キレて腹が立って、ちゃぶ台ひっくり返そうと思うことは何度もあるのですが、ひっくり返すわけにいかないのを話します。結構行政によって全然違って、やり方も違う、委託の組み方も違う、相違がすごくある中、それなりに対応していかなくちゃいけないのです。どこでもそうだと思いますが、次世代育成という、人材育成です。当法人は今18年ぐらいやっていて、最初からいるのは私と、パート1人だけで、あと全部人は代わっています。厳しいから、私が怖いからみんなが辞めるわけではないのですけれども、新卒を入れると諸事情で、結婚するから旦那さんのところに行くとか、転職で代わったりとか、起業する人が出てきたりとかで、人が代わっていくので、やはりどうやって次を担っていく、人を育てていくのかというのが課題だと思うのです。多少ぼつぼつ見通しは出てきています。来年度は、新卒2名中途1名の3人採用することが決まっています。委託が故の事業内容に関して、興味をなくさないような働きかけをしないと、と感じています。

行政の職員がみんな変わっていくので、そこをどうしたらいいのかなと思っていたら、この間行政の方と飲み会をしました。計画を作っているのです、必ずワーキングをやって、内容を追いつながら作業をやります。年にワーキングを3回か4回やるのですが、行政計画なのでみんな出てくるので

すが、そこが結構行政の勉強の場になっているということで、課長がおっしゃっていて、そこでみんなで考えるいい機会になっています。内心私は行政計画なので、あなたたちが考えるんだろうと思いつながら、なかなかそれは難しいとしても、ちゃんと権利擁護に触れる機会はあるのかなと思っています。あと、まちづくりとどのように協働していくか。私は権利擁護支援はまちづくりだと思っているので、そうなる今後上手に協働していかなければいけないということは思っています。

最後に私たちのスタンスなんですけれども、知多地域権利擁護支援センターの関わり方ですが、そもそも相談は断りません。よく今は断らない相談といいます私には相談を断るというのがよくわかりません。逆に断らなくてもいいんじゃないかと、それなりのところにちゃんと繋ぐということです。本人が困ると、困らないように動く、24時間365日の稼働体制、本人とも付き合いは死ぬまで続きます。そもそも判断能力が欠けている人たちではありますが、意思はありますので寄り添いながら動くしかありません。

よく後見類型の方は全く無視してもものができるのかと言われることがあるんですけれども、そんなこと絶対無理なのです。縄で縛って連れていくわけにはいかないのです、後見類型であろうが、権利としては勝手に決められてしまうのですが、ご本人さんがある程度わかったよねというところまで持っていけないと、物事はできないということです。寄り添いながらするって、寄り添うってなんでしょうという感じです。支援において私たちが気を付けていることは、本人を追い詰めないことです。最近、意思決定支援とはいいますが、日本人は本当にちゃんと意思決定しているのかと、私は思っていて、まあいいかと言っているにも拘わらず、そういうご本人さんにだけ意思決定で決めてもらうのはどうなのかと思っています。決めないことも OK なのかと思っています。本人にちゃんと困ってもらう。代わりに問題を解決しない。まわりが心配して動いていても、本人がわからなかったら、自分の抱えている問題がわからないじゃないですか。だから、それは本人さんが困ったなということはある程度わかってもらうことも大事なのです。解決するのは本人さんで、本人さんを支援するのが私たちだと思っています。

他人の気持ちは基本的にはわかりません。だけど、わかろうとすることが大切かなと思っています。主役は本人なので、私たちは意思決定支援を、自分で決めるを応援するという言い方をしています。つかず離れずの関係性を保って、権利擁護支援はまちづくりなのか。権利擁護支援が必要な人には身近な支援が必要で、専門家は関わるだけでは充分ではない。でもすごく人材不足です、どこもかしこも。じゃあ、自分たちの街は自分たちで何とかするというのを住民に気づいていただくことがとても大切な事なのかと私は思っています。

最後に、権利擁護支援センターが支援をしていくうえで大切にしていることですが、本人が中心の支援、本人にとってどうかという基準が大切。自分の常識を押し付けない。知多地域権利擁護センターは素人の集団かなと思っていて、私も福祉の専門家ではないので、地域生活のプロであると、私たちは何を支援すべきか、財産を守るのか？いや、人としての尊厳を護ることだと思っています。答えはありません、本人と一緒に悩む、考える、破綻とともに歩むのです。

私は、すべてがなくなってもそこから一緒に考える。見捨てない。支援は命がある限り続きます。また、成年後見制度を使ったからと言って、生活が窮屈にならないように考えないといけないと思います。窮屈になっていたとしたら、運用が間違っていると思います。私たちが普通にお金を使っ

たり、契約したりすることをたまたまできなければ代行しているわけで、そこに不都合があるという事は、運用が違うと思います。地域の中に支援者を増やす。本人の応援団を増やす。後見人が一番の理解者であるようなおかしな話ではなくて、本来はもっと身近に支援者がいるべきで、後見人は黒子になっていて当然だと思っています。自分の正義を押し通すことを前面に出さない。正義を通した時の本人の状況を考えるということが大切だと思っています。

私たちは管理者か指導者か、いえ、そんな立派な立場ではありません。三人寄れば文殊の知恵と申します。たくさんの人に相談しましょうと思って私たちは支援をしています。以上です。

西田先生：今井様ありがとうございました。ここで休憩を取りたいと思います。15：35まで休憩したいと思います。

〔資料1〕

「中核機関の現状と課題
～知多地域権利擁護支援センターの現場から～」



NPO法人 知多地域権利擁護支援センター 理事長
全国権利擁護支援ネットワーク 事務局長
今井 友乃

〔資料2〕

特定非営利活動法人
知多地域権利擁護支援センター

愛知県 知多半島
4市5町（東海市、知多市、常滑市、半田市、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町、南知多町）



[資料3]

知多地域に成年後見センターが設立された背景

親に先立たれ、グループホームで暮らす
知的障害の若者

親が癌で余命半年という事態発生！
いわゆる、障害者の親亡き後の問題である。
という事態解決に動き出したのが始まりである。

- どこを成年後見の受け皿とするか？
- ・ 法人格を持った団体
- ・ 福祉の直接サービスを行っていない団体
- ・ 福祉のことに精通している団体



特定非営利活動法人 地域福祉サポートちた
(知的障害の若者が住むGHを運営している組織が組織を持ちかけた団体)

知多地域における法人後見のセンター

[資料5]

年度	月	事業・進捗状況	環境づくり・イベント
2006	9	知多圏域の障害の課長会で法人後見の説明をして、資金援助をお願いをする	県内、4か所ほどで講演を依頼され、知多地域での法人後見の実態を話す。
	3	ハス複製ツアーの実施(先進地 東濃成年後見センターへ)知多市福祉課長の声掛けで、知多地域の全市町の福祉課職員とNPOと社会福祉協議会が一纏に。	
2007	5	知多地域高齢者、障害者担当課長調整会	県内外、4か所での講演依頼で、必要性を伝える
	6	これより「5市5町」成年後見利用促進事業	
	7	調整会議等が、8回行われる。担当者、課長、部長それぞれの階級での会議が行われ、この中に、NPOと社協がオブザーバー参加した。	「安心安全なまちづくりフォーラム」行政・住民に對しての啓発フォーラム、機運を高めるため。講師：佐藤彰一、上田晴男、山田隆司等
	9		
	10		
	11		
	1	NPO法人知多地域成年後見センター設立	
	2	議会で4月からの委託が決定	

[資料4]

取り組みと課題から成年後見センター設立に向けて

年度	月	事業・進捗状況	環境づくり・イベント
2003	9	知的障害者の生活支援を行っているNPOから、地域福祉サポートちたに相談が入る	
	10	名古屋の弁護士事務所に相談に行く	
	12	名古屋家庭裁判所へ申立をする	
	1	学習会「成年後見について考える」講師：NPO法人東濃成年後見センター 山田隆司	
2004	7	審判がおりる	
	7	知多地域の市町の福祉課に成年後見について必要性の話をする	講演「成年後見制度について」主催：障害の霧の会(県内)
	8	学習会「成年後見、第三者評価」講師：弁護士等	学習会「成年後見、第三者評価」
2005	4	一年間にわたり、8回の学習会を開催	一年間にわたり、8回の学習会を開催
	6	知多地域の市町の福祉課に成年後見について資金援助をお願いをする	引き、弁護士、先進事例の実践者等を招き、行政・住民に成年後見センターの必要性を周知した。
	3		

[資料6]

知多地域
権利擁護支援センターの体制

[資料11]

- 出前講座
関係団体
- 行政職員研修
毎年2回 行政職員向けの講座
(対象が、福祉課、福祉課、市営住宅関係、水道課、
行政が委託している包括支援センター、
障害者相談支援センター等)
- フォーラム等の開催
成年後見講演 専門学校講師 渡邊哲雄氏
成年後見講座 講師 神田麟音氏
成年後見活語 漢語家 桂ひな太郎氏
成年後見寸劇 当法人の関係者による劇
成年後見クイズ 関係者全員
- 年間相談件数 828件

[資料13]

- 1 NPO法人、社会福祉協議会、行政の協働事業
- 2 知多管内4市5町行政の広域的な事業受託
- 3 運営委員会の開催
- 4 運営適正化委員会の開催
- 5 知多地域権利擁護支援センター職員が
知多4市5町で各種の委員を務める
- 6 職員の内部研修と外部研修、
積極的な研修会・啓発活動の実施

[資料12]

知多地域成権利擁護支援センター の特徴

[資料14]

平成31年度第1回 「成権利擁護」という知識があることを知っているが

成年後見サポーター研修講座

日程	6月14日～7月19日	毎週	全6
開催日	全曜日		
時間	13:30～16:00		
会場	岡山市中央公民館2F	研修費	無料
		受講料	1,000円 <small>(税別)</small>
対象	高松市、津和野市に拠点を置く、 成権利擁護について知らない方、 成権利擁護について関わりたくない方など		
定員	30名(先着順)		

○● 日程と科目 ●○

- 6月14日(金)
 - 成権利擁護とは？
 - 成権利擁護の目的と意義
 - 成権利擁護の申請と審判
- 6月21日(金)
 - 成権利擁護の申請と審判(2)
 - 成権利擁護の執行と監督
- 6月28日(金)
 - 成権利擁護の執行と監督(2)
 - 成権利擁護の執行と監督(3)
- 7月5日(金)
 - 成権利擁護の執行と監督(4)
 - 成権利擁護の執行と監督(5)
- 7月12日(金)
 - 成権利擁護の執行と監督(6)
 - 成権利擁護の執行と監督(7)
- 7月19日(金)
 - 成権利擁護の執行と監督(8)
 - 成権利擁護の執行と監督(9)

100名以上の参加を希望する場合は、お問い合わせください。

[資料19]

知多地域権利擁護支援センターのかかわり方

- ・そもそも、相談は断らない。それなりのところにつなぐ。
- ・本人が困ると、困らないように動く。
- ・24時間、365日の稼働体制
- ・本人との付き合いは、死ぬまで続く
- ・そもそも、判断能力が欠けている人連であるが、意思はあるので、寄り添いながら動かしかない
- ・寄り添って何？

[資料21]

知多地域権利擁護支援センターが支援をしていくうえで大切にしている事①

- ・本人が中心の支援 本人にとってどうかの基準
- ・知多地域権利擁護支援センターは素人の集団。
- ・センターの専門性とは、地域生活のプロ
- ・私たちは何を支援すべきか？財産を守る？人としての尊厳を護ること。
- ・答えはない。本人と一緒に悩む、考える。破たんとともに歩む。
- ・見捨てない。支援は命ある限り続きます。

[資料20]

支援で気をつけていること

- ・本人を追いつめない
- ・本人に困ってもらう
- ・代わりには、問題を解決しない
- ・他人の気持ちはわかりません。わかろうとすることが大切
主役は本人→自分で決めるを応援するのみ
- ・つかず離れずの関係性を保つ
権利擁護支援は、まちづくり
- ・権利擁護支援が必要な人には、身近な支援が必要
- ・専門家がかわるだけでは、充分ではない
- ・人材不足→自分達の街、地域は自分達で何とかする

[資料22]

知多地域権利擁護支援センターが支援をしていくうえで大切にしている事②

- ・成年後見制度を使ったからと言って生活が窮屈にならないように、考える
- ・地域の中に支援者を増やす、本人の応援団を増やす。
- ・自分の正義を押し通すことを前面に出さない。
正義を通じた時の本人の状況を考える。
- ・私たちは管理者か指導者か？
いえいえ、そんな立場ではありません。
- ・三人寄れば文殊の知恵と申します。
たくさんの方に相談しましょう。

西田先生：15：35になりましたので再開をいたします。それでは、島根県大田市の内田様と、島根県大田市成年後見支援センターの水田様、お二人役割分担しながら16：20までお話をいただきしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

大田市の介護保険課の内田様：島根県大田市の介護保険課の内田と申します。よろしく願いいたします。普段の業務は市長申立ての業務、高齢者虐待対応、養護老人ホームの入退所の手続きなど、高齢者福祉に関することを幅広く担当させていただいております、その中で気づいたことを含めまして今日は報告させていただければと思います。

大田市成年後見センターの水田様：最初に自己紹介をさせていただきます。大田市社会福祉協議会の中にあります、大田市成年後見支援センターの水田雄二と申します。よろしく願いいたします。所長という名前をいただいておりますけれども、所員は私のほかに1名でございまして、2人で頑張っているということでございます。令和3年の3月に大田市役所を退職しまして、ご縁があって社会福祉協議会の方に務めております。市役所時代は、財政とか人事とか税とか、そういった部署がほとんどでございまして、福祉系は保育園の仕事と身体障がい者の仕事を含めて3年ぐらしか経験をしておりませんが、いわゆる60の手習いということで頑張っております。後ほど報告をさせていただきます、よろしく願いいたします。

〔資料1〕





〔資料2〕

島根県大田市の紹介

・自治体の概要 (R6.12.1現在)


人口	31,510人
面積	435.34 km ²
高齢化率	41.75%



・特徴

世界遺産となった「石見銀山遺跡」や国立公園「三瓶山」、日本遺産、国指定天然記念物「琴ヶ浜」、「温泉津温泉」、砂時計の「仁摩サンドミュージアム」、水揚げ日本一(2022年)の「大あなご」等、特色ある観光資源を有しており、年間100万人以上の観光客の来訪があります。

世界遺産石見銀山遺跡間歩(坑道)入口



3

大田市の介護保険課の内田様：まず大田市の概要ということでご説明をさせていただければと思います。自治体の概要ということですが、人口は31,510人で、高齢化率が41.75%と非常に高くなっているところであります。特徴としては、世界遺産となった「石見銀山遺跡」とか、国立公園「三瓶山」、日本遺産、国指定天然記念物の「琴ヶ浜」、「温泉津温泉」、砂時計の「仁摩サンドミュージアム」、水揚げ日本一ということで「大あなご」なども有名なんですけど、特色ある観光資源を有しております、年間100万人以上の観光客の来訪があるところでございます。

〔資料3〕

2. 中核機関の現状

〔資料4〕

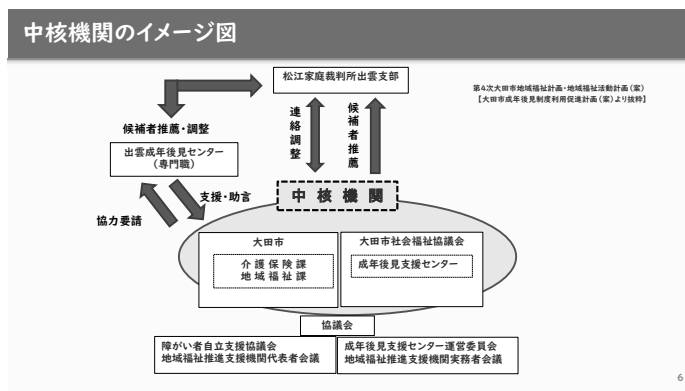
中核機関の活動プロセス

時 期	概 要
平成23年11月	成年後見推進検討委員会を設置し、先進地を視察
平成24年4月	大田市成年後見支援センターを立ち上げ(大田市より大田市社会福祉協議会へ委託)
平成24年～	市民後見人養成講座を開始し、平成25年からは、隔年開催に変更
令和3年4月	中核機関を整備(大田市と大田市社会福祉協議会で協働運営)
令和3年4月～	家庭裁判所との連絡会の実施および行政との連携を強化(市長申立て関係)

5

では、中核機関の現状ということで報告させていただければと思います。活動プロセスについては、こちらを見ていただければと思いますが、平成24年4月に大田市成年後見支援センターが立ち上がりまして、大田市より大田市社会福祉協議会(以降社協と記す)へ今日まで業務委託しているところでございます。平成24年からは市民後見人養成講座を開始いたしまして、平成25年からは隔年開催となっております。後ほど講座の内容、これまでの養成人数については報告させていただきたいと思っております。令和3年4月に大田市では中核機関を整備しておりまして、運営は大田市と社協との協働運営という形となっております。また、家庭裁判所とも連絡会を開催させていただいてまして、大田市と社協とは市長申し立て関係の案件はもちろんですが、いつでも困ったときには相談できる、そんな連携体制を常に持っているところでございます。

〔資料5〕

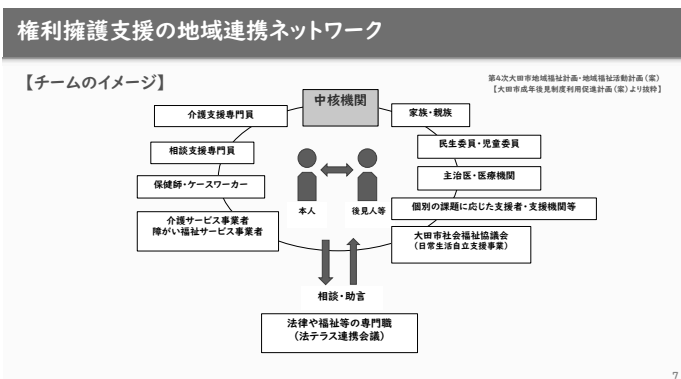


次に中核機関のイメージを説明させていただければと思います。運営については先ほど申し上げた通り、大田市と社協の協働運営になっていまして、社協の中に大田市成年後見支援センターが設置されており、後見制度に関する相談、制度の広報・啓発、成年後見人の活動支援、成年後見制度に関わる関係機関との連携、市民後見人の養成などの事業が行われています。また、大田市と社協は、出雲成年後見センターに参画しておりまして、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職に対して、中核機関の業務運営の協力依頼をさせていただいています。また、社協の中にある大田市成年後見支援センター運営委員会のメンバーの中には、出雲成年後見センターに所属する弁護士が2名、司法書士が2名、行政書士が2名、社会福祉士が2名いらっしゃるの、比較的「顔の見える関係」となっておりまして、困ったときにはすぐに相談できる関係となっています。ここで、成年後見センターについて少し補足させていただければと思います。鳥根県では、成年後見制度が始まると同時に、裁判所の管轄区域ごとに成年後見センターが立ち上げられました。この成年後見センターは、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、医師、社会保険労務士、精神保健福祉士、ケアマネなどの資格者の集まりで、毎月1回定例会を開催されていて、ケース検討を通じた成年後見人の受任調整や、後見人からの受任案件の相談対応などが行われています。鳥根県の場合は成年後見人の選任については、松江家裁から出雲成年後見センターに対して第三者（親族以外）専門職後見人の受任が依頼されることになっています。大田市の場合は、隣接する出雲市と裁判所管轄が同じで、大田市の専門職は出雲成年後見センターに登録して受任される、そんな流れとなっています。ただし、市民後見人が選任される場合というのは、申し立ての際に事前に、市民後見人候補者の名前を記載していることから、松江家裁から中核機関の事務局である社協に話がありまして、後見人の受任が依頼されることになっています。ある意味これは中核機関の役割を果たしているのではないかなと思っています。なお、これは参考までですが、現在の出雲成年後見センターの会員数というのは117名で、そのうち大田市の会員は25名という状況になっています。したがって、大田市内での第三者（親族以外）の専門職後見人は、大田市の人口の約3万人に対して25人しかいないことになります。

大田市には第三者後見人として活動できる専門職が少なく、専門職後見人というのは市外に頼らざるを得ない、そんな状況という風に考えております。もちろん、圏域外でも熱心に後見人として

活動を行う専門職の方はいらっしゃるとはお聞きしますが、遠方からではなかなか被後見人を訪問するのは厳しいのではないかと考えています。こうした背景から、こまめに被後見人と顔を合わせて近くで寄り添う市民後見人に対する期待は非常に高まってきている、という現状があります。

〔資料6〕



続いて、中核機関をとりまくチームのイメージについて説明をいたします。簡単に言うと、地域の関係機関が連携して権利擁護が必要な方を日常的に見守り、後見人から相談があれば、速やかに対応できるように関係機関がスクラムを組んで見守っているイメージとなっております。また、介護保険や、障がい者福祉サービスの担当者会議、個別支援会議というのが日常的に行われていますので、いつでも法律、福祉の専門職の方から、助言を受けられるようにこういったネットワークを活用してもらえるような、仕組みを構築しています。

〔資料7〕

成年後見の審判件数

第4次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案) 大田市成年後見制度利用促進計画(案)より抜粋

区分	事件名(開始の審判)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大田市	後見	14	16	9	11	17	14	11
	保佐	1	1	3	3	3	1	3
	補助	0	0	0	0	0	0	0
	(計)	15	17	12	14	20	15	14
	(内)市民後見人	3	6	1	5	8	6	4
(内)市長申立	6	6	7	10	6	2	2	
島根県	総数	231	221	205	250	204	225	209
	市長申立	65	74	71	92	77	81	76

〔資料8〕

成年後見の審判件数

第4次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案) 大田市成年後見制度利用促進計画(案)より抜粋

区分	事件名(開始の審判)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大田市	後見	14	16	9	11	17	14	11
	保佐	1	1	3	3	3	1	3
	補助	0	0	0	0	0	0	0
	(計)	15	17	12	14	20	15	14
	(内)市民後見人	3	6	1	5	8	6	4
(内)市長申立	6	6	7	10	6	2	2	
島根県	総数	231	221	205	250	204	225	209
	市長申立	65	74	71	92	77	81	76

成年後見の審判件数ということで、こちらは参考程度に見ていただければと思っています。とりわけ市民後見人の期待が高まっています、年によっていろいろ差があるのですが、毎年何人かの方に引き受けていただいているということでごさいます。ここで、現場の第一線で活躍されている社協の取組を説明していただけたらと思います。

〔資料9〕



それぞれの役割・・・

1. 家庭裁判所の役割

後見人の選任は家庭裁判所の専権事項であり、**事案に適した後見人を選任する責任**がある。

一般的に、市民後見人の受任に適した事案として、

①紛争性がない ②本人の財産が多額・複雑でない ③専門性を必要としないことが想定されています。

市民後見人を選任する形態は、家庭裁判所との協議の中で決まります。

後見人を監督する責任は家庭裁判所にあり、市民後見人も家庭裁判所により監督されることとなります。

2. 大田市・大田市成年後見支援センターの役割

・大田市成年後見支援センター イメージ図 (p. 12)

・市民後見人受託までのフロー図 (p. 13)

※ 大田市社会福祉協議会が任意で監督を行うことで、損害賠償保険に加入

・専門的相談に対する支援体制 イメージ図 (p. 14)

大田市において市民後見人が選任される条件 ※

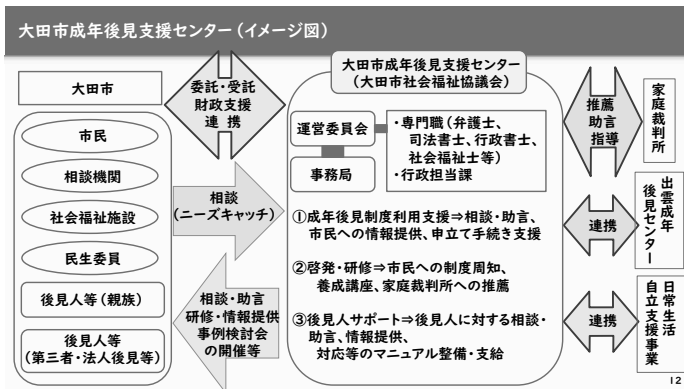
- ①センターが任意の後見監督人として活動状況を定期的に確認すること
- ② 損害賠償保険への加入

※ 家庭裁判所は、それまでは、1年くらいの実践活動があることを市民後見人の選任条件にしていた

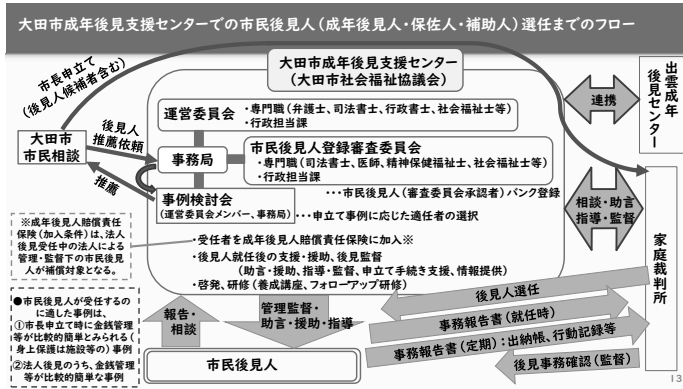
11

〔資料10〕

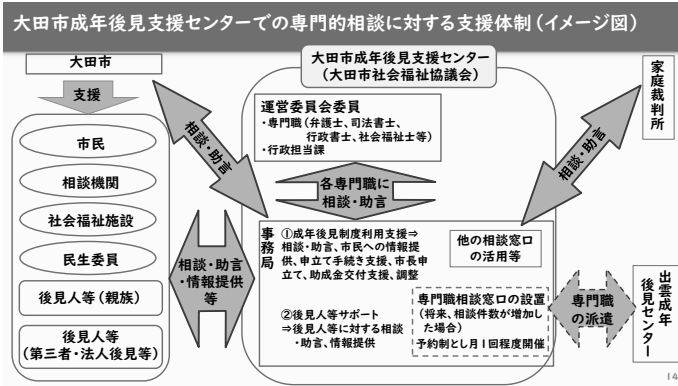
〔資料11〕



〔資料12〕



〔資料13〕



〔資料14〕

市民後見人について

■市民後見人養成講座カリキュラム

概要	
行程	10日間/年間 + 事例検討会(90分) ※2年に1回養成講座を行う
講師	弁護士、家庭裁判所、税理士、司法書士、医師、社会福祉士、社会保険労務士、市民後見人、行政大田市社会福祉協議会(地域包括支援センター、大田市成年後見支援センター)等
備考	日常生活自立支援事業の支援員への登録のお願い 出雲成年後見センターで実施されている事例検討会へオブザーバーとして参加

■市民後見人バンク登録者数 73人 (R7.1月末 現在)
【うち、実働者数 20人 (R7.1月末 現在)】

〔資料15〕

4. 今後の課題

〔資料16〕

課題 > ①取組内容 ②地域性 ③中核機関協働運営における課題

①取組内容 ⇒ 支援の上で直面する課題

②地域性 ⇒ 地域的な課題

③中核機関協働運営における課題

17

〔資料17〕

課題 > ①取組内容 ②地域性 ③中核機関協働運営における課題

①取組内容・・・支援の上で直面する課題

○困難事案の増加

- ・身寄りがあるが疎遠であり、親族の協力が得られない
- ・地域との交流がない、『本人の困り感』が希薄
- ・死後事務の支援方法

○市民後見人の養成及びフォローアップ

○日常生活自立支援事業（日自）から成年後見制度への移行

- ⇒ 日自の利用件数：83件（R6.9.30現在）
- （うち、成年後見制度移行が必要と思われる件数：5件）

18

〔資料18〕

課題 > ①取組内容 ②地域性 ③中核機関協働運営における課題

②地域性・・・地域的な課題

○専門職後見人が少ない

○法人後見事案の増加【法人後見受入れケース 9件（R7.1月末 現在）】

- ⇒ 法人後見に取り組む社会福祉協議会の体制整備（強化）
- ・技術力アップ研修会の開催等
- ・スタッフ確保のための行政による支援

○親族後見人の高齢化に伴う相談の増加

- ⇒ 親族が成年後見人になっているケースの実態把握により早期介入が可能

19

〔資料19〕

課題 > ①取組内容 ②地域性 ③中核機関協働運営における課題

③中核機関協働運営における取組

■現場の課題 ⇒ 大田市社会福祉協議会

- ・超困難ケースが増え、セーフティーネット役の法人後見が増加傾向にある中で、人員面をはじめとした、課題が増加
- ⇒ 後見活動に知見のあるスタッフ確保や養成

■行政側の課題 ⇒ 大田市

- ・事務局機能の充実

20

大田市成年後見センター水田様：それでは、現場からの声ということでございますので、現場からの実践を報告したいと思います。それぞれの役割ということで書いております。ごくごく当たり前でございますが、家庭裁判所の役割というのは、いわゆる後見人を決める、申し立てに対して、判決と言いますか、審判が下るということでございます。一般的に、われわれ大田市においては市民後見人ということを第一に据えながら、先ほど申し上げたように専門職が少ないですので、まずは市民後見人さん受けられますか、難しかったら専門職ですよ、とても難しい場合は法人後見、社協しかやってませんけどもうちがやる、こんな順番をつけています。

それで、市民後見人さんに受けていただく案件としては、親族間、本人も含めて、紛争性がない、非常にフレンドリーな関係であるということ、そして本人の財産がそんなに大きくない、イメージは1,000万円以下ぐらいのところをイメージしています。あと、専門性を必要としていない、裏返せば施設に入っておられるか、精神科の病院に長く入っておられる、そういったようなあまり専門的な知識がいない、このような3つの条件の中で家庭裁判所のほうは審判を下しているようでございます。下のほうに書いてありますけど以前は一年ぐらい法人後見の支援員とか、日自の支援員の経験を積んでからでないと言ってますよと言っていましたけども、のちの市民後見人はすべて単独で受けています。法人後見の支援員の経験もしていない、いきなり単独で受けていただいているのが今までとは少し違う点だと思います。なぜそれができるかというのは社協がですね、後程説明いたしますけども、センターとして、市民後見人の選任から、選任後の活動を、自分でいうのもおかしいんですけども、フォローをしてきているということと、損害賠償保険に入っているということ。市民後見人が犯罪をするとか、そういった被後見人に被害が及ぶときにそういった保険がでると、これに入ること、家庭裁判所が、単独の第三者の市民後見人にOKを出している理由だということふうに思っています。

2番のところは先ほど言ったことを図で示しておりますのでご説明をします。真ん中が成年後見支援センター、社協のなかにありまして運営委員会のなかでその年の事業計画あるいは予算、前年度の事業報告、など議論をして一年間の事業計画を立て、一年間を振り返るということで、だいたい1回もしくは2回やります。委員の中には専門職、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士あるいは行政担当介護保険課、地域福祉課、包括支援センター等でできております。やってる仕事は①②③でございますが、これは先ほど皆さん方が説明したような中身でございます。後見制度の利用の支援だとかということで、そんな助言、あるいは情報提供、申し立ての手続きの支援、直接は申立書をつくりませんが、必要な書類はこんなもんですよといいながら司法書士につなげていくような取り組みをやっています。②番は啓発ということで市民への制度の周知ということで、出前講座というようなことで、女性の方の集まりに行ったりして説明をしたり、あるいは養成講座を隔年、2年に1度、だいたい15人から20人程度募集をかけてやっています。家庭裁判所への市民後見人の推薦も行っております。あと、就任後の後見人に対しては、裁判所への報告であったり、後見活動での細かな質問、たとえば、被後見人の親族に不幸があったけど、いくら香典を包めばいいかねえ、とかそういう本当に細かいことをやっていますし、あと、対応のマニュアル書をですね、これは事務的な様式の書類になりますけども、様式集をお配りしてサポートをしています。

センターの中に、大田市は受託元でございますので、財政支援をしていただいております。2

人分の人件費と、事務費などで約1,000万ぐらいはいただいております。法人後見も当然やっております。法人後見が現在9人ほどでやっています。そういったようなことで大田市との関係あるいはここはもう相談が市民であったり医療機関であったりいろんな相談機関であったり社会福祉施設のほうからもくるというようなこと、あるいは先ほど言いましたけども家庭裁判所と連携し、年に1回家事関係機関会議というのをやられます。それをZoomでやるんですけども、そのときに、なかなか言いにくいこともあるんですけども、なんで審判そんなに時間かかるんですかとか、いい関係なのか悪い関係なのかわかりませんが、やっています。

あと出雲の後見センターは先ほどありました、専門職の集団です。普通ですと弁護士会とか、司法書士会とか、行政書士会とか、そういうジャンルごとの会があるのが普通なのですが、島根県さんは、それをこう、横にガチャんとひっつけちゃって、これが専門職の集団でございます。我々も事例検討会には順番を決めて、出雲のほうまで出かけて行って勉強をさせていただいています。当然、先ほどありましたが、日自利用者が後見に移行するということもありますのでこれを大田市社協内で連携をしていくというわけでありまして。選任までのフローに関してですが、ここは、基本的には同じことが書いてありますので、ここは省略しますけども。

1つ追加は、市民後見人登録審査委員会というのがあります。養成講座を終えて、その方々を登録しますか、しませんかの意思表示をさせていただきます。そして一応スクリーニングのような形で審査をして、全員合格とし、登録させていただきます。通すための審査会ということでしたらやっただいて、そういったことを行っています。

また、大田市のほうから推薦、これは首長申し立てのイメージなんですけども、それぞれ連携をさせていただいているということでもあります。ここは、裁判所の選任の依頼があって就任時の報告をするとか、こういった裁判所と後見人との関係がある中でそれに対して、本当の監督人ではない任意の監督人的な立場で大田市社協が支援と指導に入っていると、ということです。通常ですと、あの、裁判所には、1年に1回の報告すればいいんですけど、そのスパンが長いので、うちの場合は市民後見人が社協に4か月に1回報告をもらい、通帳と出納帳をみさせていただいて、間違いがあっても短い期間で正せる、というような仕組みを今とらせていただいている次第です。

それと、これもですね、先ほど説明があった中で、この点線の部分を付け加えたものです。やはり、どうしても相談件数がたくさんになる、あるいは専門的な知識がたくさんいるようになるという傾向にあります。そういったときにですね、我々、市役所に永く務めたと言いましたが、何の資格も、士のつくものがありませんで、素人の「し」はついていますけど、何の資格もないんですけど、やはり、弁護士とか、そういった法律的なことが必要な場合は、やはり専門職をここから、出雲後見人センターのほうから定期的に派遣をしていただくようなことを、想定をしているというようなことでここに挙げています。

それであと、市民養成講座のカリキュラムです。年間10日間、主に土曜日9時から大体（午後）4時くらいまで、頑張って参加していただいております。加えて、先ほど後見センターの事例検討会のオブザーバーとしてこういった事案で後見人の候補を選出する現場を見ていただいております。2年に1回やっております。あと、講師の先生方ですけれども、ここに書いてあるように弁護士、家庭裁判所の裁判官じゃなくて書記官、あるいは、司法書士、税理士、医師、社会福祉士、社

労士などなどですね、そうそうたるメンバーに来ていただいております。こういったメンバー、これイコールですね、先ほど言いました大田市の後見支援センターの運営委員です。運営委員の委員長が弁護士で、市民後見人の養成講座やるんだったら、この運営委員みんな講師やりなさいよ一言で決まっていますね、2年に1度、こういったメンバーでやっているということでございます。現在、市民後見人のバンク登録者数が73名おられます。そのうちですね、実受任者数は20人です。基本的に、1人1件で20人が稼働、稼働というのは受任で、後見活動中です。

課題というわけではないんですけれども、養成講座が近隣の町村の方ではなかなか、講師も含めて財政的な点も含めて難しいので、近隣の町村さんが社協さんと自治体と連携して、うちがやっているのに乗っかりたいね、というような声も出ています。広域的な範囲の中で、養成講座をする中で、あと、地元の町村の自治体とか社協さんがどういう受け皿を作るのかってということなんですけれども、みたいなことも今考えながら、後見人の講座をやっております。令和7年が当たり年です。当たり年ですので、今年やる予定です。

今後の課題ということでございます。支援するうえでの取り組みの内容の点、あるいは、大田市が置かれている地域的な課題、それと中核関係機関の共同運営の課題というようなことについて少しお話をしていきたいと思っております。取り組み内容でございますけれども、支援する上での直面する課題ということで、皆さんもお気づきだとは思いますが、非常に困難な事案が多くなってきたなどというふうなことが大きなことです。身寄りがあるけど疎遠であって、親族の協力が得られない、そういった中での申立人がいないとなると、こういった風潮へとつながっていく。あるいは、地域との交流がないという方、それと周りが見たら大変だろうなと思うんですけど、自分が全然困ったと感じていないような非常に特殊な事案もあります。それと死後事務の支援方法、ですからこういった協力関係が得られないような場合ですね、亡くなっちゃった時に誰が葬式を出すのか、そういったことが死後事務が一番の課題だというふうに思います。

ちょっと書いてないんですけど、先ほどもありました、後見人をつけて施設に入るとか病院に入るとかいろんなことがありますけど、ご案内のように後見人は身元引受人にはなれないというのは皆さんご存じの通りでございます、施設に入る時にも病院に入る時でも、当然医療行為の同意をすることはできないことは、皆さんご存じですけど、そういった事案が非常に多いということで、後見についてもどうしようもないという事案も実はあります。死後事務の話で、先般も法人で後見した方が、亡くなられて、娘さんに電話したら「帰れません。」と言われてまして、火葬から納骨まで社協の職員が代わりにやりました。そういったようなこともあります。

それとあと、市民後見人の養成及びフォローアップでございますけれども、養成はやってはおりますけれども、受任がなかなかまわらないといった、需要についていけないというようなこともありますので、引き続き頑張るといって、先ほど言いました、近隣の町村と一緒にやってやることにおいて、周りの町村の手助け、支援にもつながるのではないかというような考えももっております。

あと、日常生活自立支援事業からの移行でございますけれども、現在日自の利用件数83件でございます、成年後見人が必要と思われる方が5件ということでございます。この傾向は前からありまして、日自から後見へと症状が重たくなっていくような方々についても、こういった方を、非常に

必要なんじゃないかなと思っております。

あと、地域性の問題であります。これも先ほどこちらのほうから申し上げた通りに、出雲後見センターに登録している人数は25人しかおりません。若い社会福祉士、施設の中にはたくさんおられると思いますけども、やはり、本業が忙しいというようなことでありますので、なかなか、資格はあるけども、後見活動にはつながらない。あと、社会福祉士の場合はパートナーという、長い研修を受けないと後見活動ができないというような話も、ちらつとは聞きますが、非常にそういった専門職が少ないようなところでもあります。法人後見も先ほどから申し上げているように現在9人ということにはなっておりますけども、在宅で、精神の関係でお世話になっておられる方も2件ぐらい受任をいたしております。非常に、電話は、8時20分とか8時すぎにかかってくる、いろいろ、思いついたときに電話がかかってくるようで、なかなかスタッフ的にも今2人でございますので難しい点もありますし、実力アップといったものにも、研修会なんかの機会を持っていく必要があると思います。

それともう1つ、親族後見の高齢化に伴う相談の強化ということにも関心を持っておりまして、知的障がい50人定員の施設がございます。これはいわゆる集団申し立てで、後見制度を利用しており、ほとんどの方が親御さんが見ておられると思います。そういった方々、だれが、どなたを見ておられるかという、当然、私も家裁にチャレンジはしましたが、一蹴されまして、教えてくれませんでした。どうやって把握しようかなと思いましたが、1つ、僕が今思いついているのは、今年の4月から後見の事務報告の様式が変わります。それを家事関係機関会議の時にどうやって親族後見人さんに周知されますか、説明会されますか、と聞いてみましたら、黙っておられまして、今年、市民後見人さんに説明会するので、そのときにZoomで「講師やってください」と、「その時に親族後見の人も案内してください」というようなことを言ったら、まあ考えてみますって言われまして、そんな方法で来てくれたらアプローチができるのかなというふうな、1つ思い付きのような話ですけども、そんなことを今考えています。

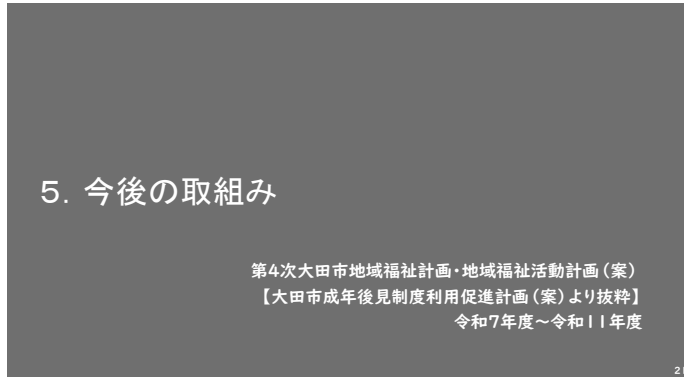
あと、中核機関の関係による取り組みですけども、まあ同じです。超困難ケースが増えているということ、それと、法人の後見が一番最後の大きいセーフティネット役になっている中で、なかなか難しいということ、内容が非常に複雑になっていること、法人後見も含めた中核機関の知見のある人の確保であったり、簡単に言えば人員の増であったりといったこともやはり大きな課題となっているのかなという風にもっております。お金の話になると思いますので、行政のほうに代わろうと思います。

大田市の介護保険課の内田様：それでは、行政側の課題ということで、事務局機能の充実というのを書かせていただいています。これは、令和3年度の中核機関の立ち上げ時から事務局会議を市と社協の担当者によって、定例開催させていただき、円滑な業務運営を行うとともに、家庭裁判所との連絡調整や後見人候補者の推薦など成年後見制度の利用促進に向けた連携を図っているということは、先ほど申し上げたところですが、事務局機能についての課題も当然ながら有しています。

まず、社協の職員さんというのは、社会福祉士の資格を所持されているとか、日常の業務の中でも後見業務に日々携わっておられますので、権利擁護業務に精通されているというところではあります。市側の担当者は、私も含めて、事務職であったり、人事異動もあつたりしますので、経験

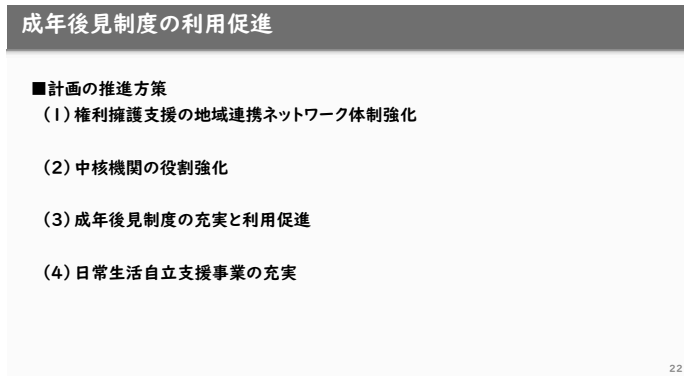
や知識の違いというのも日々感じているところです。私も実はこの業務にかかわってまだ2年目であり正直まだまだ勉強不足というか、おそらく社協には日ごろの対応が遅かったり、とんちんかんな回答をしたり、ご迷惑をおかけしているのではないかと考えています。とはいえ、社協とは日ごろから連携を密にさせていただいていますので、円滑な関係性が保てているのではないかと考えています。私の反省点も踏まえながらかもしれませんが、今後は成年後見制度に関する広報や相談、利用促進につながる取り組みなど、中核機関として活動が計画的に行えるように進行管理などの事務局機能をしっかりと発揮していくことが必要ではないかと思っています。

〔資料20〕



今後の取組みということで、現在作成中である、第4次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以降、「第4次計画」と記す。）について紹介させていただければと思います。大田市の場合、大田市成年後見制度利用促進計画は、大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含した計画となっておりまして、この度新たに第4次計画を案段階ではありますが、作成しております。については、中核機関の課題という側面でまとめてみましたので、ご確認いただければと思います。

〔資料21〕



まず、第4次計画の推進方策ですが、四点挙げさせていただいております。

〔資料22〕

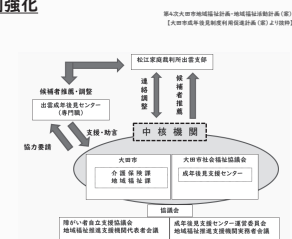
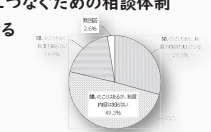
成年後見制度の利用促進

■計画の推進方策

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制強化

・既存の会議（ケース会議）等で成年後見制度の周知を図る。

・制度利用につなぐための相談体制を充実させる



23

まず一点目が権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制強化です。今回、第4次計画を作成するにあたって市民アンケートを実施させていただいています。この中では成年後見制度について知っているか、という項目もありました。

結果は、成年後見制度について約8割の人が「聞いたことがある」ものの、「制度の内容も知っている」は、29.3%、「制度は聞いたことはあるが、制度の内容は知らない」が49.3%、「聞いたこともなく、制度も知らない」が18.8%となっています。

また、年代別のクロス集計も行いましたが、成年後見制度については、「聞いたことがある」割合が50代以上で高く、「制度の内容も知っている」のは、60代の方が34.6%と最も高くなっています。

引き続き、成年後見制度の適切な利用を広げるため、既存の権利擁護支援に関わりのある会議の中で成年後見制度の周知を図るとともに、権利擁護支援が必要な人を後見人等とともに支援するチームづくりを強化していきたいと思えます。

〔資料23〕

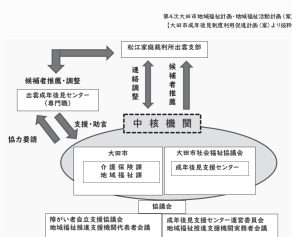
成年後見制度の利用促進

■計画の推進方策

(2) 中核機関の役割強化

・市民後見人への相談・助言等による活動支援

・事務局会議を中心とした、家事関係機関との連絡会議の定期的開催
 ⇒ 家裁、出雲成年後見センター等の専門職との連携強化



24

二点目が、中核機関の役割強化です。大田市で市民後見人として多くの方が活躍できるポイントとしては、まずは、後見業務を受任してもらい徐々に慣れてもらっていることが挙げられます。これについては、中核機関として市民後見人のアフターフォローも大切な業務ではないかと思っています。先程、総社市さんも言われたかもしれないのですが、市民後見人にとって後見業務が重荷とならないようにサポートしていくことがやはり必要ではないかと思っています。事務局会議を中心

とした家事関係機関との連絡会議の定期的開催についても引き続き関係機関との連携を密にできればと考えております。

〔資料24〕

成年後見制度の利用促進

■計画の推進方策

(3) 成年後見制度の充実と利用促進

- ・市長申立制度の活用や後見人等の報酬助成
- ・市民後見人養成講座の継続開催
- ・大田市社会福祉協議会による法人後見活動の支援
- ・権利擁護支援が必要な方の把握に努め、成年後見制度の利用に繋ぐ

25

三点目が、成年後見制度の充実と利用促進です。

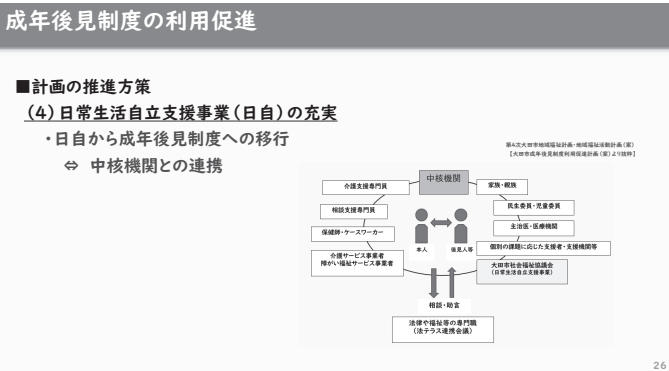
まず、市長申立制度の活用や後見人等の報酬助成ですが、成年後見制度の利用が困難な方に対して制度利用に繋げるものとなっています。後見人等の報酬助成とは、親族以外の第三者後見人などに助成金を交付するもので、後見人等への就任の促進を図ることを目的としたものです。仕組みとしては、家庭裁判所が決定した後見人等の報酬額が基準額を下回っている場合に、その差額を申請に基づいて交付しています。これは、十分な資産や収入がなく、報酬を支払うことが難しい人にとって、この制度により成年後見制度が利用しやすくなっているのではないかと考えておりますので、引き続き助成を行っていきたいと考えております。

二つ目は、市民後見人養成講座の継続開催です。市民後見人養成講座を開催しようにも、まずは、受講者の確保が必要だと思いますので、大田市と社協とそれぞれの人脈を生かしながら、受講者の拡大を図っていきたいと考えています。

三つ目が、社協による法人後見活動の支援です。大田市では、法人後見活動を担っている法人は社協しかないため、最後のセーフティーネットとして緊急性が非常に高いケースやいわゆる受任せざるを得ないケースについても積極的に引き受けてくださっています。行政としては、例えばスタッフ確保のための支援策や経済的に困っている方がいれば生活保護制度につなげるとか、行政の中でも横のつながりをもって法人後見活動の下支えができればいいかなと考えております。

四つ目が、様々な相談窓口において、権利擁護支援が必要な方の把握に努め、成年後見制度の利用につなげていくことが必要ではないかと考えています。身寄りのない方、親族の協力を得られない方、そういった方をどう成年後見制度につなげるか、また、つないだ後にどうフォローしていくかも大きな課題であると思っています。また、親族が後見人になっているケースの実態の把握も必要であると考えています。親族後見人が後見業務で困るところがあれば、大田市成年後見支援センターを頼ってほしいという思いがあるのですが、そのためにも大田市成年後見支援センターの存在を知ってもらわないといけないと考えております。

〔資料25〕



四点目が、日常生活自立支援事業（日自）の充実です。

今後の課題の中で、社協より日自から成年後見制度への移行が必要な方が現段階でも数名いらっしゃり、今後も必要な方が増えていこうという話がありました。今後は、日自の支援者とともに、成年後見制度への移行が必要な方に対し、スムーズな移行ができるよう連携を密にしていきたいと考えております。

〔資料26〕

地域の支え合いの中で、安心して暮らし続けることができる地域共生社会の推進を目指します。

27

最後になりますが、高齢化と人口減少が進む大田市において、成年後見制度の活用が必要な方は益々増えていくものと思われます。そういった意味では、中核機関としての役割を果たしていくことが、安心して暮らし続ける地域共生社会の推進に繋がるものと思われます。

以上で終わります。

質疑応答の概略

(司会：岡山大学 西田和弘)

南川教授：各報告を踏まえて、吉野教授にお尋ねだが、自治体の権利擁護センターと他の行政部局との緊張関係・利益相反の関係の可能性はあるか。

吉野教授：行政とは全く関係のない後見人が行政処分に対して被後見人の権利を擁護することになるので、利害相反という場面は考えられないだろう。

南川教授：後見人選任に至らないような各種自立支援の段階では問題となりはしないか。

吉野教授：自立支援をする人が誰かにはよるが、基本的には支援者には代理権がなく、処分が行われる場合には、弁護士を雇ってもらうなどして、防御・代理ということになるだろう。

南川教授：後見人選任に至らないケースでの自治体権利擁護センターの行為は助言と解することができるので、法律的には緊張関係・利益相反関係にはならないという理解でよろしいか。

吉野教授：お見込みの通りである。

南川教授：行政法実務研究会では、行政領域でのカスタマー・ハラスメント（以下、「カスハラ」とする）問題を取り上げたことがある。権利擁護関係の業務において、関係職員へのカスハラの実態、対策などについてお教えいただきたい。

総社市社協：総社市社協として、職員にカスハラの共通認識が形成されている段階になく、研修会などを通じて、理解を深めている最中である。

知多地域権利擁護支援センター：Google の口コミや電話などでの攻撃がある。受任している事案に虐待案件が多く、経済的虐待などで、本人や家族から執拗な攻撃を受けたことがある。電話については、回数や時間を考慮してこちらの判断で切ることもある。

フロアから：首長申立ての判断基準、本人申立て時の候補者選定などについてお尋ねしたい。

大田市：本人申立て、親族申立てが難しい場合に首長申立てということになります。候補者がどうしてもいない場合、社協の法人後見が最後のセーフティ・ネットとなる。

岡山市成年後見センター：市長申立て判断は岡山市の担当課が行うので、センターとしては判断には関与しない。候補者について、調整が必要と思われる案件は受任者調整会議に諮っている。

総社市社協：中核機関として市長申立て自体の可否を判断できないが、行政の担当課や専門職も含めた権利擁護センターの支援検討委員会において、議論をお願いしている。候補者選定も、支援検討委員会において、あらかじめ作成された名簿を参考に受任打診順位を決めて、お引き受けいただけるかをお尋ねして、候補者欄空欄のまま家裁に出さないよう工夫している。

知多地域権利擁護支援センター：候補者不在の場合は、センターがカバーしている地域については、本センターで積極的に受けるようにし、選任されている。ただし、名古屋家裁管内の他の地域では、推薦したのに違う人が選ばれたという声を多く聞いている。

司会：中核機関で推薦した方が認められなかった事案があるか。

岡山市：岡山市では今のところそのような事案はない。

司会：大田市は他の中核機関とは異なり、中核機関として候補者を推薦という形をとっておられない

ようですが。出雲後見センターとの関係（報告スライド6頁参照）について少々ご説明いただけるか。

大田市：社協として行うので、推薦書は社協会長名で裁判所に提出する。ただ、専門職については、出雲後見センターとの話し合いにより決めるので、その場合には申立書に個別名を書かずに、「出雲後見センターより推薦あり」と記載し、家裁から推薦依頼があったら、この型を推薦してくださいということを出雲後見センターにお願いする段取りになる。

司会：この出雲後見センターは、法人格があるか、弁護士等の専門職の任意団体か。

大田市：任意団体である。

司会：専門職ではなく、市民後見人を候補者とする場合は。

大田市：大田市社協として、社協が監督人になり、賠償席員保険にも加入させるという条件を書いて、推薦している。

司会：総社市権利擁護センターは、あらかじめ専門職別個人・法人の候補者リストを作成して、打診し、候補者から承諾が得られれば、中核機関として具体名を記載して申立する形と理解しますが、大田市は、専門職につき、具体名は外部団体に委ねることか。

大田市：いえ、内部事情はよくわからないが、出雲後見センターが専門職の受任状況を一括して把握するために、センターを通すことになっているのであって、実際には大田市として出雲後見センター所属のどの専門職にお願いするのは決めていて、それをお伝えするというものである。

司会：各専門職会との関係における申し合わせのような感じなのか。

大田市：そのようなものと捉えてよい。

司会：ほかにご質問がないようであれば、本日ご報告の各団体の相互質問をお願いしたい。

総社市：他の自治体で一定の研修を受けるなどして市民後見人として登録された方が転入されてきて、市民後見人として活動したいと言われた場合に、どのように対応されているか。また、これは大田市への質問になるかもしれないが、市民後見人単独受任における留意点をお教えいただきたい。

大田市：他市市民後見人登録者の転入に伴う申出事例はないが、登録や活動を証明するものがあれば、登録審査会で可否を議論することになるだろう。市民後見人単独受任時の留意点としては、特に財産管理のチェックを厳重にしている。4か月に1度、行動記録、預金通帳の写し、出納簿を社協でチェックしている。

司会：岡山市はいかがか。

岡山市成年後見センター：岡山市も転入に伴う活動希望の例はありませんが、過去の活動等の証明のほか、岡山市独自の審査基準に照らし、運営委員会で個別に判断していくことになるかと思う。

司会：知多地域権利擁護支援センターに質問なのですが、広域で複数自治体から受託する場合、自治体によって、成年後見制度利用支援事業や首長申立ての要綱が異なっていて困るということはあるか。

知多地域権利擁護支援センター：良いか悪いかは置くとして、実は、（本センターが時代の先取りをしていた経緯もあって）、受託している4市5町に事業や要綱がなく、必要が生じたら本センターに直接といった形になっている。現在、市長申立ての要綱は各市町で検討されてはいる。センターとして負担はあるが、各自治体職員の判断で本センターが利用できるという現状がある。

司会：そうした状況に対し、厚生労働省から各自治体への指導はないのか。

知多地域権利擁護支援センター：厚生労働省もこの状況は知っている。ただ、必要な内容は全部網羅されていて、当事者に何ら不利益がないので、支障は生じていない。本センターの取組みが先んじていて国の方が後追いで、この地域でのやり方に行政も専門職も当事者もだれも困るとは言っていない。ただ、行政として今後どう考えるかは問題としてあると考える。国との関係は、NPOの問題ではなく行政の問題であり、事業・要綱についての問題は行政側に尋ねるべきものである。

司会：時間となったので、岡山行政法実務研究会と岡山権利擁護研究会の合同研究会を終了する。本日は皆様ありがとうございました。

文責 西田和弘（岡山大学教授）